

令和3年度障害者総合福祉推進事業
地域生活支援事業の効果的な取組を推進するための調査研究
事業報告書

令和4年3月

PwC コンサルティング合同会社

事業の概要

【事業の目的】

地域生活支援事業は、近年、障害児・者の社会参加等が進んでおり、多様化するニーズに対応するためにその実態や課題を把握した上で将来の見込量の算出に活用するなどの課題についても整理する必要があると指摘されている。

過去にも様々な調査研究事業により、地域生活支援事業の全国的な実態が把握されてきたが、一方で、これらの実態把握手法には、経年での推移比較や他の調査データ等との連携の困難さ、各事業における利用者数等の増減少要因等の子細な分析の制限、各自治体の回答負担の高さといった課題も見られた。

これらの課題を踏まえた実態把握・データ収集のあり方や手法について検討するため、本事業では次のことを目的とした。

- ・経年でのデータ累積・比較が可能となるよう、国に提出される実績報告や実態調査も含めた地域生活支援事業の定点的な調査について、項目や内容の整理・一覧化を行い、今後継続的に実態把握を検討する上での方向性を提示する
- ・既存の調査結果やデータを整理し、事業の方針決定に参考となる数値及び資料を精査する
- ・既存の調査結果等の連携と先駆的な取り組みが見られる自治体へのヒアリングにより地域生活支援事業のより精細な利用実態の分析を試みる。

【調査方法】

①各種調査結果・データの整理

厚生労働省より実績報告等の資料を借用し、データの集約と集計を行うとともに、過去の調査研究事業の調査結果と合わせて地域生活支援事業の事業ごとに分類、一覧化した。

なお、一覧化に当たっては、特に実施自治体数が多く、過去の調査研究でもフォーカスが当てられ情報が充実している移動支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援、地域活動支援センター事業の4種を対象に整理を行っている。

②各種データの連携分析

実績報告、実態調査、過去の調査結果について、各自治体の回答に総務省策定の自治体コードを追加する加工を行い、データ間での連携を可能とした。

分析については、人口規模や年齢構成といった各自治体の基礎情報を基とした類型ごとの地域生活支援事業の実施状況や、障害福祉サービスの事業者数と地域生活支援事業の事業者数の地域別比較といった視点で行った。

③自治体ヒアリング

過去の調査研究事業で把握された実態や課題と、②で行った分析の結果も踏まえて、地域生活支援事業の利用実態に関する仮説を設定の上、抽出にて自治体に対するヒアリング調査を行った。

【調査・検討結果】

①各種調査結果・データの整理

実績報告や各種調査研究の結果等から、現時点において一定の信頼性がある（もしくは一定の留意の元参考としうる）数値・指標 44 項目を整理し、集計と一覧化を行った。

②各種データの連携分析

総務省策定の自治体コードを媒介に、実績報告等のデータと自治体人口、障害福祉サービスの事業所数を連携し、傾向分析を試みた。

事業の利用要件（対象とする障害種別）等には人口規模に応じて一定の傾向が見られた。

一方、移動支援事業における障害福祉サービス（同行援護、行動援護）事業所の有無による利用傾向については、障害福祉サービス事業所の多寡が移動支援事業の事業所数や利用者数と必ずしも連関するわけではないことがわかった。

③自治体ヒアリング

移動支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援及び地域活動支援センター事業について、6自治体に対し、利用要件の有無や利用者像、地域活動支援センターの共同設置状況を聞き取った。

結果、移動支援事業及び日中一時支援については自治体ごとに差異はあるもののそれぞれに一定の利用傾向、利用シーンがあることがわかった。

また、訪問入浴サービスについては、そもそもの利用要件の定めがあり、利用者の実数が少ない自治体もあったが、各自治体で利用者像に大きな差異はなかった。

【考察】

（1）今後の地域生活支援事業の実績を把握する取り組みについて

統計調査（国勢調査、社会福祉施設等調査）と実績報告データの連携による分析では、実施形態やサービス類型等について、人口規模等に応じた一定の傾向が見られた。

このことから、国に提出される実績報告においてこうした自治体ごとの実施状況（実施形態、サービス類型、委託や補助の別）を把握することは、分析上も一定の意義があると考えられる。

一方で、利用者数や職員数といった数値については、ばらつきや外れ値と思しき数値も散見され、利用するに際しては、その定義や算出方法について、自治体によって異なることがないように留意の上、あらかじめ整理して報告を求める必要がある。

また、自治体の回答の解釈のばらつきを低減し、信頼度の高い数字を確保する観点からも、報告フォーマットの見直し・工夫が必要と考えられる。

(2) 地域生活支援事業の利用実態について

ヒアリングの結果、移動支援事業及び日中一時支援では、いわゆる障害種別や障害の程度といった状態像による利用者の傾向、偏り等は明確には見られなかった。

多くのアンケート調査等で調査項目として使われるこのような利用者の属性情報のみでは、これらの事業の利用実態を的確に把握しきれない可能性が示唆されたといえる。

他方、これらの事業については、ヒアリングにより生活シーンに応じた利用傾向が確認された。

移動支援事業では、余暇活動での利用が多いとの回答が複数の自治体からあった一方、日常生活上必要な買い物や通院での利用を対象としている自治体や、通院での利用は不可とする自治体、障害福祉サービスと場面に応じて使い分けを容認している自治体もあり、運用上の制限に差異も見られた。

日中一時支援については、レスパイトや冠婚葬祭等のスポット的な利用ケースも聞かれたものの、就労系サービスや放課後等デイサービスの前後に利用するケースが多いとの回答が複数の自治体から聞かれ、日中活動系の障害福祉サービスの開所時間の補足としての活用が多いと考えられる。

両親の就労状況という個人の属性のほか、障害福祉サービスの事業所の開所時間といった地域性によっても、利用実態が異なる可能性が示唆された。

訪問入浴サービスについては、いずれの自治体でも重度の身体障害者等を利用対象者と定めており、そもそもの入り口の部分で利用者の共通項ができていた。

地域活動支援センターについては、個々の自治体では利用者数が多くはなく、地域活動支援センターを単独で設置することは難しいが、複数自治体で広域で運営することで障害者の日中の居場所の確保ができていることは良い点であるとの意見があった。

実績報告のデータ上も、複数の自治体が同一のセンターに補助を行っているケースが多数確認されており、引き続き、こうした広域での運営について、より効果的・効率的な実施方法の研究と検討を進めていくことが重要である。

目次

1. 事業目的と方法	7
(1) 背景・目的	7
①背景	7
②目的	10
(2) 実施内容	11
①各種調査結果・データの整理	11
②各種データの連携分析	12
③自治体ヒアリング	13
(3) 事業経過	15
2. 調査結果	16
(1) 各種調査結果・データの整理	16
(2) 各種データの連携分析	18
(3) 自治体ヒアリング	43
①移動支援事業	43
②訪問入浴サービス	46
③日中一時支援	48
④地域活動支援センターの共同設置・運営について	51
3. 考察	52
(1) 今後の地域生活支援事業の実績を把握する取り組みについて	52
(2) 地域生活支援事業の利用実態について	52
資料	55
資料1 主要集計項目一覧	56

1. 事業目的と方法

本章では、本事業の背景と目的、目的を達成するための方法について記載する。

(1) 背景・目的

①背景

地域生活支援事業は、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的として、平成 18 年度に創設された。

これにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するものとされている。

地理的条件や社会資源の状況、利用者の状況により自治体等が自主的に取り組む事業とされ、障害者及び障害児の生活ニーズに応じて、個別給付と組み合わせて利用することも可能とされている。

また、事業の実施にあたっては、委託契約や広域連合等の活用、突発的なニーズに臨機応変に対応、個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能であるとされている。

近年、障害児・者の社会参加等が進んでおり、多様化するニーズに対応するために地域生活支援事業の実態や課題の把握が求められており、把握された利用実態等を踏まえ、将来の見込量の算出に活用するなどの課題についても整理する必要性が指摘されている。

このような背景のもと、過去には図表 1 にあるような実態把握の試みがなされてきており、地域生活支援事業の各事業について、全国の自治体を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査が実施されてきた。これらの調査により、それまで自治体単位でしか把握されてこなかった地域生活支援事業の全国的な実態を把握することができたといえる。

一方で、毎年質問紙の様式に変更を加えつつ行われてきたこれらの実態把握手法には、一定の課題も見られた。

図表 2 にまとめたように、調査項目や定義の変更による経年での推移比較や他の調査データ等との連携の困難さ、各事業における利用者数等の増加（減少）要因等の子細な分析の制限といった点である。

また、多数の事業が包括される地域生活支援事業について、事業実績報告（以下「実績報告」とする）や国で実施する各調査に加えてこれらの調査にも回答することは、内容の重複について十分な留意が必要であるほか、各自治体の負担は相当程度高いことも容易に推測される。

地域生活支援事業に関する実態を把握し、課題を整理していくためには、国が実施する実態把握調査との連携・整理も視野に入れながら、これらの課題を解決した実態把握・データ収集のあり方や手法について検討する必要がある。

図表 1 先行研究（いずれも障害者総合福祉推進事業）

<p>平成 30 年度調査 みずほ情報総合研究所（2019） 地域生活支援事業の実施（実態）及び効果的な実施に向けた調査 （以下「平成 30 年度事業」とする）</p>	<p>地域生活支援事業のうち、事業費の実績額が比較的大きく、かつ対人サービスを対象としている日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援を対象としてアンケート調査を実施した。</p>
<p>平成 31 年度・令和元年度調査 PwC コンサルティング合同会社（2020） 地域生活支援事業を効果的に実施するための計画策定に関する調査研究 （以下「令和元年度事業」とする）</p>	<p>自治体を対象に地域生活支援事業のうち実施している例が多い移動支援事業、日常生活用具給付等、日中一時支援に着目して自治体を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。</p>
<p>令和 2 年度調査 PwC コンサルティング合同会社（2021） 地域における地域生活支援事業の効果を検証するための調査研究 （以下「令和 2 年度事業」とする）</p>	<p>自治体を対象に地域生活支援事業（15 事業¹）の実態を把握するためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業および地域活動支援センター事業についてはさらに詳しく調査を実施し実態把握を行った。</p>

¹ 移動支援事業、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴サービス、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業、生活訓練等、オストメイト社会適応訓練、福祉ホームの運営、盲人ホームの運営、児童発達支援センターの機能強化、音声機能障害者発生訓練、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業 の 15 事業について実施。回答率は都道府県 72.3%、市区町村 45.5%であった。

図表 2 先行調査や研究の課題

<p>質問紙調査形式による経年情報収集の限界</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで質問紙形式で、地域生活支援事業の取組内容について把握してきたが、回収率が50%程度であり、データの欠損や入力ミスなども多い。 ・自治体職員も毎年国に提出すべき情報であれば、手元に情報として持っていれば回答しやすいが、都度調査に対応するために情報収集することになるので、回答する自治体職員の負荷も大きい。 ・毎年調査様式が変更になる中で項目や定義も変遷し、同様の項目でも必ずしも正確に経年での変化をとらえられるとは限らない。
<p>増加（減少）要因分析の限界</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業は「地域の特性や利用の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施」することとされており、利用者数や実施事業者数の増加（減少）要因は地域特性によるところが大きい。したがって、全国の集計値はこれらの要因を押しなべて合算した数字となってしまう、要因を分析することは難しい。 ・また、自治体担当者も増加（減少）要因などを具体的に把握していない場合も多く、要因分析をするには限界がある。
<p>定点で実態把握をするための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省では、事業実績報告の他にもこれに付随した実施実績や体制に関する調査（以下「実態調査」とする）を実施しており、また障害者総合福祉推進事業を始めとした各種調査研究の結果も蓄積され、地域生活支援事業に関する様々な情報を保有している。 しかし、これらは毎年様式が変更になっていたり、紙媒体で収集していたりと、データ分析の上では取り扱いが難しい状態となっている。 ・令和2年度事業では、これらも含めた地域生活支援事業に関するデータや調査を一覧化することができた。今後は、これらの調査等を統合・一元化し毎年定期的に情報収集できる取り組みを検討する必要がある。
<p>より具体的な実態把握の困難さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの各自治体を対象とした質問紙調査では、単一の項目から全体のおおまかな傾向や実績を把握することはできるものの、各事業のより具体的な利用者像や利用方法といった実像が把握しにくい。 ・各自治体の人口や年齢構成といった基礎情報、施設や事業所数等の他の統計調査結果、あるいは他の調査研究事業等の結果との連携により、さらに精細な実態を浮き彫りにするとともに、そこから得られた仮説を踏まえたヒアリングにより具体的な事業の姿を明らかにする取り組みが必要である。
<p>自治体の回答負荷</p>	<p>こうした調査研究事業以外にも、各自治体は国へ提出する実績報告の作成や実態把握のための調査等に対応しており、それぞれの重複の整理が必要であるほか、多数の事業を包括する地域生活支援事業の全体について複数の報告や調査を求めることは、自治体職員の負荷が過大になる可能性が高い。</p>

②目的

以上の背景と課題意識のもと、本事業では次のことを目的とする。

- ・経年でのデータ累積・比較が可能となるよう、国に提出される実績報告や実態調査も含めた地域生活支援事業の定点的な調査について、項目や内容の整理・一覧化を行い、今後継続的に実態把握を検討する上での方向性を提示する
- ・既存の調査結果やデータを整理し、事業の方針決定に参考となる数値及び資料を精査する
- ・既存の調査結果等の連携と先駆的な取り組みが見られる自治体へのヒアリングにより地域生活支援事業のより精細な利用実態の分析を試みる

(2) 実施内容

本事業は以上の目的を達成するために、次の調査等を実施した。

①各種調査結果・データの整理

厚生労働省が収集した実績報告等の資料を借用し、データの集約と集計を行った。

また、令和2年度事業等の過去の調査研究事業の調査結果と合わせて地域生活支援事業の事業ごとに分類、一覧化した。

なお、一覧化に当たっては、特に実施自治体数が多く、過去の調査研究でもフォーカスが当てられ情報が充実している移動支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援、地域活動支援センター事業の4種を対象に整理を行っている。

ア. 実施方法

各都道府県及び市区町村から厚生労働省に提出された地域生活支援事業実績報告書の電子データの貸与を受け、個別の報告書の内容を転記・一覧化し、集計に使用可能な数値を抽出して精査ととりまとめを行った。

元来は事業実績の報告資料であり、集約や集計を想定したフォーマットではないため、表計算ソフトによる自動集約に加え、自動化困難な部分や定型的なフォーマットに収まらない回答については、個別に手作業等により補足・補完し、可能な限り正確なデータの取得に努めた。

また、テキストでの回答となる内容等、全体的な分析が困難な情報については集計対象から除外したほか、自治体によって回答の定義や意図が異なる可能性のある情報についても、取捨を行っている。

実態調査については、厚生労働省が例年、調査票を作成し各都道府県及び市区町村に依頼しているが、自動集計に適したフォーマットへ調整いただくとともに、回答内容の解釈・意図のぶれを少なくするため、入力値の制限を設定する等、データとしての精度向上が図られたものが各自治体に展開され、全ての自治体から回答が提出されている。

提出された回答については弊社にて自動集約・集計ツールを作成し、ローデータとして各種分析に使用可能な形式にとりまとめたほか、総務省策定の自治体コード(6桁)を各データレコードに付与し、他の統計調査等との連携が可能な形態に加工を行っている。

過去の調査研究結果については、調査の性質上全数回答とはならないことから、一定のサンプル数が確保できていること、回答内容に大きなぶれが生じにくく信頼性が高いことを条件として参考とできる結果を抽出した。

イ. 使用した帳票

データの集約・集計に用いた帳票は図表3のとおりである。

図表3 使用帳票一覧

	帳票名	概要
実績報告	市町村用報告様式⑪	地域活動支援センター機能強化事業実施施設一覧
	市町村用報告様式⑫	基礎的事業及び機能強化事業の実施内容
	市町村用報告様式⑬	日中一時支援等の実施内容
地域生活支援事業実態調査	別紙2-1 小規模作業所単独補助状況調査票	各自治体における小規模作業所に対するの支出実績
	別紙2-2 地域活動支援センター基礎的事業実施状況調査票	各自治体における地域活動支援センター基礎的事業に対するの支出実績
	別紙5-2 地域生活支援事業実施体制調査票	各自治体における意思疎通支援事業の実施体制の有無等

②各種データの連携分析

実績報告、実態調査、過去の調査結果について、各自治体の回答に総務省策定の自治体コードを追加する加工を行い、データ間での連携を可能とした。

分析については、人口規模や年齢構成といった各自治体の基礎情報を基とした類型ごとの地域生活支援事業の実施状況や、障害福祉サービスの事業者数と地域生活支援事業の事業者数の地域別比較といった視点で行った。

ア. 実施方法

元来、実績報告及び各調査ともに、他データとの連携は想定しておらず、各自治体固有の記号や番号等の付番は行われていなかった。

各自治体の名称での名寄せも可能ではあったが、同名の自治体（例：東京都府中市と広島県府中市等）が存在し、都道府県名も含めて名寄せを行う必要がある等、一般的に手間がかかる作業となる。

そのため、人口規模や年齢構成と言った各自治体の基礎情報や、社会福祉施設等調査にて明らかにされている各自治体の施設・事業所数といった情報とひもづけて横断的に分析を行うことはこれまでできていなかった。

今回、実績報告及び実態調査結果、過去の調査研究事業の結果について、あらためて総務省策定の自治体コードを各自治体の回答ごとに付番し、こうした連携分析を可能とした。

これにより、地域生活支援事業の実施状況の自治体によるばらつきや濃淡とい

った視点についてより精細な分析を試みた。

イ. 分析項目

地域生活支援事業の各事業の実施実績について、自治体人口（令和2年度国勢調査）及び障害福祉サービス事業所数（令和2年度社会福祉施設等調査）との比較を実施した。

③自治体ヒアリング

過去の調査研究事業で把握された実態や課題と、②で行った分析の結果も踏まえて、地域生活支援事業の利用実態に関する仮説を設定の上、抽出にて自治体に対するヒアリング調査を行った。

ア. 設定した仮説と考え方

過去の調査で把握された実態も踏まえながら、自治体側の視点だけではなく、精細な利用者の実像や、事業実施の上でより効率的な取り組みについて焦点を当て、以下の3点を仮説として設定し、聞き取り項目を検討した。

1. 各自治体それぞれに想定される一定の利用者像があるのではないか
2. 日中一時支援、訪問入浴サービス、移動支援事業について、利用者単位ではなく、利用シーンにより棲み分け（社会生活上必要な支援は個別給付、余暇活動は地域生活支援事業等）、より多くの利用者に効率的に支援を提供している例があるのではないか
3. 地域活動支援センターについて、共同で設置することで利用者の状態像によらず効果的かつ効率的に支援を提供できているのではないか

利用者	自治体	事業者
<ul style="list-style-type: none">・個別給付では内容的に不足する支援のニーズがある（放デイ終了後の夜間帯の障害児の居場所等）・日中活動を中心に、利用要件（障害支援区分等）で個別給付の対象とならない障害者の利用ニーズがある・障害支援区分別の利用者割合でみると必ずしも軽度の区分の者の利用が多いわけではなく、状態の軽重によらず広くニーズがあると考えられる	<ul style="list-style-type: none">・個別給付の基準等に関係なく利用者のニーズと地域の実情に合わせた柔軟な事業運営が可能。・個別給付と地域生活支援事業の棲み分けとして、利用シーンで分ける等の調整を図っている例もある。（同行援護は生活上必要な買い物で利用、移動支援は余暇活動等）・他方、個別給付との併給制限や利用調整がなく、棲み分けが必ずしも明確でないケースも存在。	<ul style="list-style-type: none">・人員や設備といったリソースの制約により、供給できるサービス量には限界がある。とりわけ、地方部では一層リソースの確保が難しく、十分な供給量を確保できない可能性がある。・小規模な運営体制では、量だけでなく、内容的にも対応範囲が限られ、多様な障害に応じたサービスを提供することが困難。

想定される仮説

1. 各自治体それぞれに想定される一定の利用者像があるのではないか
2. 日中一時支援、訪問入浴、移動支援について、利用者単位ではなく、利用シーンにより棲み分け（社会生活上必要な支援は個別給付、余暇活動は地域生活支援事業等）、より多くの利用者に効率的に支援を提供している例があるのではないか
3. 地域活動支援センターについて、共同で設置することで利用者の状態像によらず効果的かつ効率的に支援を提供できているのではないか

イ. 調査対象

仮説に基づき、①地域活動支援センターを共同で設置/運営している自治体、②障害福祉サービス・地域生活支援事業ともに事業者数が多く、利用者が多様であると考えられる自治体の二つの視点で調査対象を選定し、以下の6自治体にヒアリングを実施した。

図表1 ヒアリング対象一覧

	自治体名	選定理由
1	茨城県水戸市	自治体規模（一般市、中核市、指定都市）別にそれぞれ一定の実績実績がある自治体を抽出した
2	茨城県笠間市	
3	宮城県岩沼市	
4	滋賀県大津市	
5	大阪府大阪市	
6	愛媛県西条市	

ウ. ヒアリング項目

ヒアリング項目は図表5のとおりである。

なお、ヒアリングはこれらの項目を調査対象自治体に事前に伝達の上、電話にて聞き取りを行った。

図表5 ヒアリング項目一覧

項目	視点
1. 地域生活支援事業の利用者について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用対象者の要件、制限の有無 ・ 主な利用者の障害種別と利用シーン
2. 移動支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援のサービス提供量について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援事業の事業所数 ・ サービスと利用者のマッチング状況 ・ 対応できる事業者が確保できている/不足していると感じる利用者層
3. 地域活動支援センターの共同設置/委託状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他市町村と共同で設置/運営するセンターの有無 ・ センターが定める利用要件等の有無 ・ 提供体制と各自治体の負担の案分方法 ・ 運用上各自治体で異なる取り扱いや運用（利用者負担等）

(3) 事業経過

本事業の事業経過は図表6のとおりである。

図表6 事業経過

年月	実施状況
令和3年6月	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告の集約・集計方針検討 ・実態調査票の修正
8月	
9月	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告、実態調査の集約・集計
11月	
12月	集計結果確認・精査
令和4年1月	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> ヒアリング内容検討 </div> <div style="text-align: center;"> 報告書骨子検討 </div> </div>
2月	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> ヒアリング実施 </div> <div style="text-align: center;"> 報告書作成 </div> </div>
3月	

2. 調査結果

本章では、第一章で記載した各種調査結果・データの整理、各種データの連携分析、自治体ヒアリングそれぞれの結果について掲載する。

(1) 各種調査結果・データの整理

各種調査等の結果から参考にし得る指標として主に図表7の項目を抽出した。
なお、各項目の数値及び一覧については、巻末資料1を参照されたい。

図表7 主要数値・項目一覧

分類	項目	出典
移動支援事業	各自治体の実施体制の有無	実態調査
	各自治体の実施実績の有無	実績報告
	各自治体における利用対象者	令和2年度事業
	各自治体における利用対象外の要件	令和2年度事業
	対象となる外出内容	平成30年度事業
	サービス類型	平成30年度事業
	障害種別ごと実利用者数	実績報告
	利用者の障害支援区分ごとの割合 (18歳未満/18歳以上)	令和元年度事業
	月ごとの実利用者数	実態調査
	年間延べ利用時間	実績報告
	全国の事業所数	実績報告
	事業所の運営主体	令和元年度事業
	事業所の実施形態	実績報告
	事業所内で実施している他のサービス	平成30年度事業
	事業所あたり職員数	令和元年度事業

分類	項目	出典
地域活動支援センター	基礎的事業の実施体制の有無	実態調査
	機能強化事業の実施の有無	実績報告
	各自治体における利用対象者	令和2年度事業
	実利用者数	実態調査
	利用者の障害支援区分ごとの割合 (18歳未満/18歳以上)	令和元年度事業
	機能強化事業の実施事業所数	実績報告
	類型別事業所数	実績報告
	事業所の運営主体	令和元年度事業
	機能強化事業の運営主体	実績報告
	事業所のサービス内容	令和元年度事業
	併設施設でのサービス内容	令和元年度事業
	事業所あたり職員数	令和元年度事業
	サービス提供曜日・時間帯	令和元年度事業
	平均工賃	令和元年度事業
	1日あたり利用者数	令和元年度事業
日中一時支援	実施市町村数	実績報告
	各自治体における利用対象者	平成30年度事業
	実利用者数	実態調査
	利用者の障害支援区分ごとの割合 (18歳未満/18歳以上)	令和元年度事業
	事業所数	実態調査
	事業所の運営主体	令和元年度事業
	事業所のサービス内容	令和元年度事業
	併設施設でのサービス内容	令和元年度事業
	事業所あたり職員数	令和元年度事業

訪問入浴サービス	実施市町村数	実績報告
	各自治体における利用対象者	令和2年度事業
	各自治体における利用対象外の要件	令和2年度事業
	実利用者数	実態調査
	事業所数	実態調査

(2) 各種データの連携分析

主な集計表を以下に示す。

【移動支援事業】

自治体の人口規模ごとに、何割の自治体が各々の障害種別を利用要件に位置付けているかを図表8に集計した。

おおむね、いずれの障害種別でも人口規模が大きくなると利用要件に定める自治体の割合が増える傾向が見られた。

また、指定難病や発達障害を利用要件に定める自治体は、全体でもそれぞれ4割弱、2割強と多くはないが、とりわけ人口規模が小さい自治体では低い割合となった。

図表8 自治体の人口規模ごとの利用対象障害種別の割合

単位：%	身体障害者	知的障害者	精神障害者	指定難病	発達障害	高次脳機能障害	医療的ケア児・者
5千人未満	76.6	77.4	71.9	21.0	20.6	6.3	6.3
5千人以上 1万人未満	87.8	86.5	84.0	22.7	9.3	5.3	2.7
1万人以上 5万人未満	88.4	84.0	84.6	41.1	23.2	11.6	8.1
5万人以上 10万人未満	91.6	89.1	89.1	44.9	28.8	10.2	8.5
10万人以上 20万人未満	95.4	95.3	97.7	41.2	24.7	12.9	7.1
20万人以上	95.3	94.0	94.0	53.0	24.1	15.7	6.0
計	89.5	87.1	86.8	39.4	22.7	10.9	7.0

※以下の有効回答自治体に占める「各障害の有無を利用条件として定めている」自治体の割合

単位： 有効回答 自治体数	身体障害者	知的障害者	精神障害者	指定難病	発達障害	高次脳機能障害	医療的ケア児・者
5千人未満	64	62	64	62	63	63	63
5千人以上 1万人未満	74	74	75	75	75	75	75
1万人以上 5万人未満	285	287	285	285	285	285	285
5万人以上 10万人未満	119	119	119	118	118	118	118
10万人以上 20万人未満	87	86	86	85	85	85	85
20万人以上	85	83	84	83	83	83	84
計	714	711	713	708	709	709	710

出典：令和2年度事業

自治体の人口規模ごとに、何割の自治体が他の障害福祉サービスとの併用を認めていないかを図表9に集計した。

おおむね、いずれの障害福祉サービスも人口規模が大きくなると移動支援との併用を認めない自治体の割合が増える傾向が見られた。

図表9 自治体の人口規模ごとの利用対象外となる要件の割合

単位：%	同行援護	行動援護	重度訪問介護	重度障害者包括支援	その他
5千人未満	9.2	15.6	16.5	8.3	4.6
5千人以上 1万人未満	6.8	14.8	11.4	4.5	3.4
1万人以上 5万人未満	28.9	35.9	27.6	21.3	7.0
5万人以上 10万人未満	45.8	47.5	43.3	30.8	10.8
10万人以上 20万人未満	46.6	50.0	42.0	27.3	12.5
20万人以上	67.4	65.1	70.9	54.7	16.3
計	32.4	37.2	33.0	23.4	8.5

出典：令和2年度事業

他の障害福祉サービス等を併設の事業所で実施していない事業所の数を図表10に集計した。

他の障害福祉サービス等を併設事業所で実施していない移動支援事業者はごく少数であった。

図表10 事業所に併設している他のサービス

	事業所数	割合(%)
移動支援以外の障害児者サービス・事業を実施していない事業所	316	2.9
移動支援以外の障害児者サービス・事業、児童福祉サービス・事業を併設していない事業所	256	2.4
移動支援以外の障害児者サービス・事業、児童福祉サービス・事業、介護保険サービスを併設していない事業所	70	0.6
移動支援以外の障害児者サービス・事業、児童福祉サービス・事業、介護保険サービス、医療サービスを併設していない事業所	67	0.6
回答事業所数	10,879	100.0

出典：令和2年度事業

自治体の人口規模ごとの利用者（18歳未満）の障害支援区分の割合を図表11に集計した。

全体として、未認定の割合が半数以上を占めた。また、人口規模別にみると、人口10万人以上の自治体では区分3の自治体の割合が大きく、人口20万人以上だと該当なしの割合も大きい。

図表11 自治体の人口規模ごとの利用者の障害支援区分割合（18歳未満）

単位：人	未認定	該当なし	区分1	区分2	区分3	計
5千人未満	0.53	0.22	0.00	0.04	0.04	0.82
5千人以上 1万人未満	0.67	0.02	0.00	0.05	0.13	0.87
1万人以上 5万人未満	3.09	0.35	0.19	0.36	0.94	4.93
5万人以上 10万人未満	4.10	0.63	0.08	0.50	1.17	6.48
10万人以上 20万人未満	31.11	1.00	0.29	2.57	26.86	61.82
20万人以上	24.13	14.42	0.58	3.71	12.75	55.58
全自治体	5.43	1.11	0.16	0.61	2.98	10.28

単位：%	未認定	該当なし	区分1	区分2	区分3	計
5千人未満	64.4	26.7	0.0	4.4	4.4	100.0
5千人以上 1万人未満	76.9	1.9	0.0	5.8	15.4	100.0
1万人以上 5万人未満	62.7	7.1	3.9	7.2	19.1	100.0
5万人以上 10万人未満	63.2	9.8	1.3	7.7	18.0	100.0
10万人以上 20万人未満	50.3	1.6	0.5	4.2	43.4	100.0
20万人以上	43.4	25.9	1.0	6.7	22.9	100.0
全自治体	52.8	10.8	1.5	5.9	28.9	100.0

出典：令和元年度事業

自治体の人口規模ごとの利用者（18歳以上）の障害支援区分の割合を図表12に集計した。

全体として、未認定の割合が最も大きく、次いで区分6、区分4の割合が大きい。人口規模別にみると明確な傾向は確認できなかった。

図表12 自治体の人口規模ごとの利用者の障害支援区分割合（18歳以上）

単位：人	未認定	該当なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
5千人未満	2.94	0.08	0.04	0.85	1.27	0.83	0.77	0.71	7.48
5千人以上 1万人未満	3.60	0.22	0.11	1.44	2.13	1.93	1.42	1.89	12.73
1万人以上 5万人未満	4.76	3.20	0.60	3.85	5.65	6.35	4.92	6.90	36.23
5万人以上 10万人未満	10.98	4.16	0.76	6.67	12.02	13.20	9.18	8.67	65.65
10万人以上 20万人未満	106.29	0.52	2.58	27.61	42.32	47.74	36.23	57.06	320.35
20万人以上	84.33	68.56	5.26	56.22	74.96	79.93	65.63	77.19	512.07
全自治体	17.62	6.51	0.93	8.58	12.54	13.67	10.64	13.83	84.32

単位：%	未認定	該当なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
5千人未満	39.3	1.0	0.5	11.3	17.0	11.1	10.3	9.5	100.0
5千人以上 1万人未満	28.3	1.7	0.9	11.3	16.7	15.1	11.1	14.9	100.0
1万人以上 5万人未満	13.1	8.8	1.6	10.6	15.6	17.5	13.6	19.0	100.0
5万人以上 10万人未満	16.7	6.3	1.2	10.2	18.3	20.1	14.0	13.2	100.0
10万人以上 20万人未満	33.2	0.2	0.8	8.6	13.2	14.9	11.3	17.8	100.0
20万人以上	16.5	13.4	1.0	11.0	14.6	15.6	12.8	15.1	100.0
全自治体	20.9	7.7	1.1	10.2	14.9	16.2	12.6	16.4	100.0

自治体の人口規模ごとの事業実施形態を図表 13 に集計した。

全体としては委託で実施する自治体が多かったが、人口 10 万人以上の自治体では委託で実施している割合がやや低く、補助及びその他の形態で実施するところが増えていた。

図表 13 自治体の人口規模ごとの実施形態（複数回答可、未実施・未回答の自治体は除く）

単位：自治体数	直営	委託	補助	その他	自治体総数
5千人未満	12	64	7	4	181
5千人以上 1万人未満	4	81	9	1	200
1万人以上 5万人未満	20	258	33	22	660
5万人以上 10万人未満	7	85	15	13	242
10万人以上 20万人未満	5	33	11	20	149
20万人以上	5	24	11	27	126
全自治体	53	545	86	87	1,558

単位：%	直営	委託	補助	その他
5千人未満	6.6%	35.4%	3.9%	2.2%
5千人以上 1万人未満	2.0%	40.5%	4.5%	0.5%
1万人以上 5万人未満	3.0%	39.1%	5.0%	3.3%
5万人以上 10万人未満	2.9%	35.1%	6.2%	5.4%
10万人以上 20万人未満	3.4%	22.1%	7.4%	13.4%
20万人以上	4.0%	19.0%	8.7%	21.4%
全自治体	3.4%	35.0%	5.5%	5.6%

出典：実績報告、令和 2 年国勢調査

自治体の人口規模ごとの事業者の採択方法を図表 14 に集計した。
 いずれの人口規模でも利用者が選択している自治体が多かった。

図表 14 自治体の人口規模ごとの事業者の採択方法
 (複数回答可、未実施・未回答の自治体は除く)

単位：自治体数	市町村が 選択	利用者が 選択	その他	自治体 総数
5千人未満	19	68	3	181
5千人以上 1万人未満	20	78	2	200
1万人以上 5万人未満	32	304	7	660
5万人以上 10万人未満	7	112	3	242
10万人以上 20万人未満	8	58	1	149
20万人以上	7	60	1	126
計	93	680	17	1,558

単位：%	市町村が 選択	利用者が 選択	その他
5千人未満	10.5%	37.6%	1.7%
5千人以上 1万人未満	10.0%	39.0%	1.0%
1万人以上 5万人未満	4.8%	46.1%	1.1%
5万人以上 10万人未満	2.9%	46.3%	1.2%
10万人以上 20万人未満	5.4%	38.9%	0.7%
20万人以上	5.6%	47.6%	0.8%
全自治体	6.0%	43.6%	1.1%

出典：実績報告、令和2年国勢調査

自治体の人口規模ごとの事業者のサービス形態を図表 15 に集計した。

個別支援型はいずれの人口規模でも高い割合で実施されていたが、グループ型は5万人以上の自治体での実施割合が比較的高かった。

図表 15 自治体の人口規模ごとのサービス形態
(複数回答可、未実施・未回答の自治体は除く)

単位：自治体数	個別支援型	グループ支援	車両移送型	自治体総数
5千人未満	157	48	24	181
5千人以上 1万人未満	176	49	32	200
1万人以上 5万人未満	606	149	96	660
5万人以上 10万人未満	224	75	25	242
10万人以上 20万人未満	138	44	21	149
20万人以上	118	41	18	126
計	1419	406	216	1,558

単位：%	個別支援型	グループ支援	車両移送型
5千人未満	86.7%	26.5%	13.3%
5千人以上 1万人未満	88.0%	24.5%	16.0%
1万人以上 5万人未満	91.8%	22.6%	14.5%
5万人以上 10万人未満	92.6%	31.0%	10.3%
10万人以上 20万人未満	92.6%	29.5%	14.1%
20万人以上	93.7%	32.5%	14.3%

出典：実績報告、令和2年国勢調査

自治体の人口規模ごとの利用者負担の有無、障害福祉サービスとの上限額管理の有無を図表 16 に集計した。

利用者負担については、5 千人以上の自治体の 9 割前後があるとしていた。

図表 16 自治体の人口規模ごとの利用者負担有無及び障害福祉サービスとの上限額管理の有無

単位：自治体数	利用者負担ありの自治体	上限管理ありの自治体	自治体総数
5 千人未満	79	21	181
5 千人以上 1 万人未満	120	33	200
1 万人以上 5 万人未満	402	83	660
5 万人以上 10 万人未満	141	26	242
10 万人以上 20 万人未満	78	16	149
20 万人以上	72	23	126
計	892	202	1,558

単位：%	利用者負担ありの自治体	上限管理ありの自治体
5 千人未満	79.0%	21.5%
5 千人以上 1 万人未満	88.0%	23.0%
1 万人以上 5 万人未満	93.3%	19.4%
5 万人以上 10 万人未満	94.6%	19.8%
10 万人以上 20 万人未満	94.6%	22.1%
20 万人以上	91.3%	30.2%

出典：実績報告、令和 2 年国勢調査

自治体の人口規模ごと、人口 10 万人あたり実利用者数ごとの自治体数を図表 17 に集計した。

人口 20 万人以上の自治体では、人口 10 万人あたり実利用者数が 40 人未満の自治体は少なく、人口規模が大きい自治体では人口当たりの実利用者数も比較的多い傾向があるといえる。

図表 17 自治体の人口規模ごとの人口 10 万人あたり実利用者数

単位： 自治体数	20 未満	20 以上 40 未満	40 以上 60 未満	60 以上 80 未満	80 以上 100 未満	100 以上 120 未満	120 以上 140 未満	140 以上 160 未満	160 以上 180 未満	180 以上	計
5 千人未満	12	25	16	16	11	10	8	5	6	72	181
5 千人以上 1 万人未満	42	35	21	18	8	7	7	8	1	53	200
1 万人以上 5 万人未満	131	115	89	67	58	52	31	25	11	81	660
5 万人以上 10 万人未満	34	40	38	25	21	13	13	16	6	36	242
10 万人以上 20 万人未満	16	17	19	16	18	13	4	8	6	32	149
20 万人以上	8	7	17	15	14	7	12	14	1	31	126
計	243	239	200	157	130	102	75	76	31	305	1,558

単位：%	20 未満	20 以上 40 未満	40 以上 60 未満	60 以上 80 未満	80 以上 100 未満	100 以上 120 未満	120 以上 140 未満	140 以上 160 未満	160 以上 180 未満	180 以上	計
5 千人未満	6.6%	13.8%	8.8%	8.8%	6.1%	5.5%	4.4%	2.8%	3.3%	39.8%	100.0%
5 千人以上 1 万人未満	21.0%	17.5%	10.5%	9.0%	4.0%	3.5%	3.5%	4.0%	0.5%	26.5%	100.0%
1 万人以上 5 万人未満	19.8%	17.4%	13.5%	10.2%	8.8%	7.9%	4.7%	3.8%	1.7%	12.3%	100.0%
5 万人以上 10 万人未満	14.0%	16.5%	15.7%	10.3%	8.7%	5.4%	5.4%	6.6%	2.5%	14.9%	100.0%
10 万人以上 20 万人未満	10.7%	11.4%	12.8%	10.7%	12.1%	8.7%	2.7%	5.4%	4.0%	21.5%	100.0%
20 万人以上	6.3%	5.6%	13.5%	11.9%	11.1%	5.6%	9.5%	11.1%	0.8%	24.6%	100.0%

出典：実績報告、令和 2 年国勢調査

人口 10 万人あたりの同行援護及び行動援護事業者数と、人口 10 万人あたり移動支援事業者数ごとの自治体数を図表 18 に集計した。

同行援護・行動援護の事業者数が少ないほど移動支援事業者が多い（あるいはその逆）といった連関は見られず、必ずしも障害福祉サービスの代替として移動支援事業が活用されているわけではないことが読み取れる。

図表 18 人口 10 万人あたり移動支援事業者数と人口 10 万人あたり同行/行動援護事業者数

単位： 自治体数	移動支援事業者数											
	同行援護＋ 行動援護	5 未満	5 以上 20 未満	20 以上 35 未満	35 以上 50 未満	50 以上 65 未満	65 以上 80 未満	80 以上 95 未満	95 以上 110 未満	110 以上 125 未満	125 以上	計
1 未満		33	93	99	69	41	43	27	17	14	54	490
1 以上 3 未満		5	50	20	11	8	1	1	1	0	1	98
3 以上 5 未満		15	96	49	18	11	6	4	1	1	1	202
5 以上 7 未満		9	71	48	23	12	5	5	2	2	3	180
7 以上 9 未満		12	55	34	24	15	6	4	1	1	4	156
9 以上 11 未満		3	27	33	15	9	3	2	2	1	0	95
11 以上 13 未満		5	20	20	14	9	4	2	2	1	4	81
13 以上 15 未満		6	14	11	6	4	2	1	1	1	3	49
15 以上 17 未満		2	12	10	5	7	3	4	1	1	3	48
17 以上 19 未満		1	5	7	3	4	8	2	1	0	2	33
19 以上 21 未満		1	3	4	3	3	2	2	0	0	3	21
21 以上 23 未満		1	0	2	3	2	4	3	2	0	2	19
23 以上 25 未満		0	1	3	1	2	5	0	2	0	3	17
25 以上		2	1	10	7	6	5	6	6	6	20	69
計		95	448	350	202	133	97	63	39	28	103	1,558

単位：%	移動支援事業者数										
同行援護+ 行動援護	5未満	5以上 20未満	20以上 35未満	35以上 50未満	50以上 65未満	65以上 80未満	80以上 95未満	95以上 110未満	110以上 125未満	125以上	計
1未満	6.7%	19.0%	20.2%	14.1%	8.4%	8.8%	5.5%	3.5%	2.9%	11.0%	100.0%
1以上 3未満	5.1%	51.0%	20.4%	11.2%	8.2%	1.0%	1.0%	1.0%	0.0%	1.0%	100.0%
3以上 5未満	7.4%	47.5%	24.3%	8.9%	5.4%	3.0%	2.0%	0.5%	0.5%	0.5%	100.0%
5以上 7未満	5.0%	39.4%	26.7%	12.8%	6.7%	2.8%	2.8%	1.1%	1.1%	1.7%	100.0%
7以上 9未満	7.7%	35.3%	21.8%	15.4%	9.6%	3.8%	2.6%	0.6%	0.6%	2.6%	100.0%
9以上 11未満	3.2%	28.4%	34.7%	15.8%	9.5%	3.2%	2.1%	2.1%	1.1%	0.0%	100.0%
11以上 13未満	6.2%	24.7%	24.7%	17.3%	11.1%	4.9%	2.5%	2.5%	1.2%	4.9%	100.0%
13以上 15未満	12.2%	28.6%	22.4%	12.2%	8.2%	4.1%	2.0%	2.0%	2.0%	6.1%	100.0%
15以上 17未満	4.2%	25.0%	20.8%	10.4%	14.6%	6.3%	8.3%	2.1%	2.1%	6.3%	100.0%
17以上 19未満	3.0%	15.2%	21.2%	9.1%	12.1%	24.2%	6.1%	3.0%	0.0%	6.1%	100.0%
19以上 21未満	4.8%	14.3%	19.0%	14.3%	14.3%	9.5%	9.5%	0.0%	0.0%	14.3%	100.0%
21以上 23未満	5.3%	0.0%	10.5%	15.8%	10.5%	21.1%	15.8%	10.5%	0.0%	10.5%	100.0%
23以上 25未満	0.0%	5.9%	17.6%	5.9%	11.8%	29.4%	0.0%	11.8%	0.0%	17.6%	100.0%
25以上	2.9%	1.4%	14.5%	10.1%	8.7%	7.2%	8.7%	8.7%	8.7%	29.0%	100.0%

出典：実績報告、令和2年社会福祉施設等調査

人口 10 万人あたりの同行援護及び行動援護事業者数と、人口 10 万人あたり移動支援実利用者数ごとの自治体数を図表 19 に集計した。

図表 18 同様、同行援護・行動援護の事業者数が少ないほど移動支援利用者が多い（あるいはその逆）といった連関は見られず、必ずしも障害福祉サービスの代替として移動支援事業が活用されているわけではないことが読み取れる。

図表 19 人口 10 万人あたり移動支援実利用者数と人口 10 万人あたり同行/行動援護事業者数

単位： 自治体数	移動支援実利用者数											
	15 未満	15 以上 40 未満	40 以上 65 未満	65 以上 90 未満	90 以上 115 未満	115 以上 140 未満	140 以上 165 未満	165 以上 190 未満	190 以上 215 未満	215 以上	計	
同行援護＋ 行動援護 事業者数												
1 未満	71	115	75	53	32	22	12	10	12	88	490	
1 以上 3 未満	15	26	22	7	12	2	6	1	3	4	98	
3 以上 5 未満	30	46	39	30	20	8	7	0	5	17	202	
5 以上 7 未満	21	42	35	23	17	12	13	5	0	12	180	
7 以上 9 未満	12	24	30	22	28	14	6	6	4	10	156	
9 以上 11 未満	8	15	11	16	9	10	9	6	2	9	95	
11 以上 13 未満	5	12	5	14	11	6	7	6	3	12	81	
13 以上 15 未満	4	6	8	5	5	5	3	2	3	8	49	
15 以上 17 未満	2	10	7	2	5	4	4	3	1	10	48	
17 以上 19 未満	3	2	4	3	0	3	5	1	2	10	33	
19 以上 21 未満	0	0	3	0	0	0	5	2	3	8	21	
21 以上 23 未満	1	1	3	1	1	1	0	4	1	6	19	
23 以上 25 未満	1	0	2	1	1	1	2	0	1	8	17	
25 以上	5	5	1	5	2	6	6	4	4	31	69	
計	178	304	245	182	143	94	85	50	44	233	1,558	

単位：%	移動支援実利用者数										
同行援護＋ 行動援護 事業者数	15 未満	15 以上 40 未満	40 以上 65 未満	65 以上 90 未満	90 以上 115 未満	115 以上 140 未満	140 以上 165 未満	165 以上 190 未満	190 以上 215 未満	215 以上	計
1 未満	14.5%	23.5%	15.3%	10.8%	6.5%	4.5%	2.4%	2.0%	2.4%	18.0%	100.0%
1 以上 3 未満	15.3%	26.5%	22.4%	7.1%	12.2%	2.0%	6.1%	1.0%	3.1%	4.1%	100.0%
3 以上 5 未満	14.9%	22.8%	19.3%	14.9%	9.9%	4.0%	3.5%	0.0%	2.5%	8.4%	100.0%
5 以上 7 未満	11.7%	23.3%	19.4%	12.8%	9.4%	6.7%	7.2%	2.8%	0.0%	6.7%	100.0%
7 以上 9 未満	7.7%	15.4%	19.2%	14.1%	17.9%	9.0%	3.8%	3.8%	2.6%	6.4%	100.0%
9 以上 11 未満	8.4%	15.8%	11.6%	16.8%	9.5%	10.5%	9.5%	6.3%	2.1%	9.5%	100.0%
11 以上 13 未満	6.2%	14.8%	6.2%	17.3%	13.6%	7.4%	8.6%	7.4%	3.7%	14.8%	100.0%
13 以上 15 未満	8.2%	12.2%	16.3%	10.2%	10.2%	10.2%	6.1%	4.1%	6.1%	16.3%	100.0%
15 以上 17 未満	4.2%	20.8%	14.6%	4.2%	10.4%	8.3%	8.3%	6.3%	2.1%	20.8%	100.0%
17 以上 19 未満	9.1%	6.1%	12.1%	9.1%	0.0%	9.1%	15.2%	3.0%	6.1%	30.3%	100.0%
19 以上 21 未満	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	23.8%	9.5%	14.3%	38.1%	100.0%
21 以上 23 未満	5.3%	5.3%	15.8%	5.3%	5.3%	5.3%	0.0%	21.1%	5.3%	31.6%	100.0%
23 以上 25 未満	5.9%	0.0%	11.8%	5.9%	5.9%	5.9%	11.8%	0.0%	5.9%	47.1%	100.0%
25 以上	7.2%	7.2%	1.4%	7.2%	2.9%	8.7%	8.7%	5.8%	5.8%	44.9%	100.0%

出典：実績報告、令和2年社会福祉施設等調査

人口 10 万人あたりの同行援護事業者数と、人口 10 万人あたり移動支援実利用者（身体障害）数ごとの自治体数を図表 20 に集計した。

図表 18 同様、同行援護の事業者数が少ないほど移動支援利用者が多い（あるいはその逆）といった連関は見られない。

図表 20 人口 10 万人あたり同行援護事業者数と人口 10 万人あたり移動支援実利用者数（身体障害）

単位：自治体数	移動支援実利用者数（身体）											
	同行援護事業者数	5 未満	5 以上 15 未満	15 以上 25 未満	25 以上 35 未満	35 以上 45 未満	45 以上 55 未満	55 以上 65 未満	65 以上 75 未満	75 以上 85 未満	85 以上	計
1 未満		192	112	82	43	30	16	15	11	13	60	574
1 以上 3 未満		32	66	26	20	9	3	1	0	3	8	168
3 以上 5 未満		49	81	32	24	15	5	7	7	3	9	232
5 以上 7 未満		33	49	52	23	9	10	5	2	5	5	193
7 以上 9 未満		24	26	25	16	10	2	2	0	0	8	113
9 以上 11 未満		5	19	13	12	10	6	2	2	0	13	82
11 以上 13 未満		7	7	8	5	6	2	2	2	0	5	44
13 以上 15 未満		6	4	3	4	5	2	3	2	1	5	35
15 以上 17 未満		3	2	4	7	2	0	3	0	1	3	25
17 以上 19 未満		2	0	1	3	3	2	1	0	1	3	16
19 以上 21 未満		0	0	2	1	0	1	1	0	2	6	13
21 以上 23 未満		2	0	3	1	0	0	2	1	0	2	11
23 以上 25 未満		1	1	0	0	0	1	0	2	1	2	8
25 以上		13	1	0	2	2	3	2	2	2	9	36
計		369	368	251	161	101	53	46	31	32	138	1,550

単位：%	移動支援実利用者数（身体）										
同行援護事業者数	5未満	5以上 15未満	15以上 25未満	25以上 35未満	35以上 45未満	45以上 55未満	55以上 65未満	65以上 75未満	75以上 85未満	85以上	計
1未満	33.4%	19.5%	14.3%	7.5%	5.2%	2.8%	2.6%	1.9%	2.3%	10.5%	100.0%
1以上 3未満	19.0%	39.3%	15.5%	11.9%	5.4%	1.8%	0.6%	0.0%	1.8%	4.8%	100.0%
3以上 5未満	21.1%	34.9%	13.8%	10.3%	6.5%	2.2%	3.0%	3.0%	1.3%	3.9%	100.0%
5以上 7未満	17.1%	25.4%	26.9%	11.9%	4.7%	5.2%	2.6%	1.0%	2.6%	2.6%	100.0%
7以上 9未満	21.2%	23.0%	22.1%	14.2%	8.8%	1.8%	1.8%	0.0%	0.0%	7.1%	100.0%
9以上 11未満	6.1%	23.2%	15.9%	14.6%	12.2%	7.3%	2.4%	2.4%	0.0%	15.9%	100.0%
11以上 13未満	15.9%	15.9%	18.2%	11.4%	13.6%	4.5%	4.5%	4.5%	0.0%	11.4%	100.0%
13以上 15未満	17.1%	11.4%	8.6%	11.4%	14.3%	5.7%	8.6%	5.7%	2.9%	14.3%	100.0%
15以上 17未満	12.0%	8.0%	16.0%	28.0%	8.0%	0.0%	12.0%	0.0%	4.0%	12.0%	100.0%
17以上 19未満	12.5%	0.0%	6.3%	18.8%	18.8%	12.5%	6.3%	0.0%	6.3%	18.8%	100.0%
19以上 21未満	0.0%	0.0%	15.4%	7.7%	0.0%	7.7%	7.7%	0.0%	15.4%	46.2%	100.0%
21以上 23未満	18.2%	0.0%	27.3%	9.1%	0.0%	0.0%	18.2%	9.1%	0.0%	18.2%	100.0%
23以上 25未満	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	25.0%	12.5%	25.0%	100.0%
25以上	36.1%	2.8%	0.0%	5.6%	5.6%	8.3%	5.6%	5.6%	5.6%	25.0%	100.0%

出典：実績報告、令和2年社会福祉施設等調査

人口 10 万人あたりの行動援護事業者数と、人口 10 万人あたり移動支援実利用者（知的障害・精神障害）数ごとの自治体数を図表 20 に集計した。

図表 18 同様、行動援護の事業者数が少ないほど移動支援利用者が多い（あるいはその逆）といった連関は見られないが、行動援護事業者の数が少ない自治体が多い点には留意が必要である。

図表 21 人口 10 万人あたり行動援護事業者数と人口 10 万人あたり移動支援実利用者数
（知的障害・精神障害）

単位： 自治体数	移動支援実利用者数（知的障害・精神障害）										
	5 未満	5 以上 20 未満	20 以上 35 未満	35 以上 50 未満	50 以上 65 未満	65 以上 80 未満	80 以上 95 未満	95 以上 110 未満	110 以上 125 未満	125 以上	計
同行援護事 業者数											
1 未満	183	168	152	107	73	61	29	29	17	113	932
1 以上 2 未満	19	22	23	20	11	15	11	4	2	24	151
2 以上 3 未満	8	13	15	16	9	15	11	9	4	27	127
3 以上 4 未満	9	11	10	11	6	7	8	6	3	18	89
4 以上 5 未満	9	3	8	5	3	4	7	4	0	9	52
5 以上 6 未満	6	9	6	3	8	3	1	4	1	5	46
6 以上 7 未満	3	8	5	2	3	0	1	5	2	3	32
7 以上 8 未満	0	1	4	1	2	1	1	3	1	5	19
8 以上 9 未満	3	2	3	2	1	0	0	0	2	5	18
9 以上 10 未満	3	3	1	1	0	1	0	1	1	4	15
10 以上 11 未満	1	2	1	1	0	1	0	1	0	4	11
11 以上 12 未満	0	1	0	1	0	0	0	0	0	7	9
12 以上 13 未満	1	0	2	1	1	0	1	0	1	1	8
13 以上	0	5	4	0	3	2	4	0	1	26	45
計	245	248	234	171	120	110	74	66	35	251	1,554

単位：%	移動支援実利用者数（知的障害・精神障害）										計
	5未満	5以上 20未満	20以上 35未満	35以上 50未満	50以上 65未満	65以上 80未満	80以上 95未満	95以上 110未満	110以上 125未満	125以上	
同行援護事業者数											
1未満	19.6%	18.0%	16.3%	11.5%	7.8%	6.5%	3.1%	3.1%	1.8%	12.1%	100.0%
1以上 2未満	12.6%	14.6%	15.2%	13.2%	7.3%	9.9%	7.3%	2.6%	1.3%	15.9%	100.0%
2以上 3未満	6.3%	10.2%	11.8%	12.6%	7.1%	11.8%	8.7%	7.1%	3.1%	21.3%	100.0%
3以上 4未満	10.1%	12.4%	11.2%	12.4%	6.7%	7.9%	9.0%	6.7%	3.4%	20.2%	100.0%
4以上 5未満	17.3%	5.8%	15.4%	9.6%	5.8%	7.7%	13.5%	7.7%	0.0%	17.3%	100.0%
5以上 6未満	13.0%	19.6%	13.0%	6.5%	17.4%	6.5%	2.2%	8.7%	2.2%	10.9%	100.0%
6以上 7未満	9.4%	25.0%	15.6%	6.3%	9.4%	0.0%	3.1%	15.6%	6.3%	9.4%	100.0%
7以上 8未満	0.0%	5.3%	21.1%	5.3%	10.5%	5.3%	5.3%	15.8%	5.3%	26.3%	100.0%
8以上 9未満	16.7%	11.1%	16.7%	11.1%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	27.8%	100.0%
9以上 10未満	20.0%	20.0%	6.7%	6.7%	0.0%	6.7%	0.0%	6.7%	6.7%	26.7%	100.0%
10以上 11未満	9.1%	18.2%	9.1%	9.1%	0.0%	9.1%	0.0%	9.1%	0.0%	36.4%	100.0%
11以上 12未満	0.0%	11.1%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	77.8%	100.0%
12以上 13未満	12.5%	0.0%	25.0%	12.5%	12.5%	0.0%	12.5%	0.0%	12.5%	12.5%	100.0%
13以上	0.0%	11.1%	8.9%	0.0%	6.7%	4.4%	8.9%	0.0%	2.2%	57.8%	100.0%

出典：実績報告、令和2年社会福祉施設等調査

【地域活動支援センター】

自治体の人口規模ごとに、何割の自治体が各々の障害種別を利用要件に位置付けているかを図表 22 に集計した。

指定難病や発達障害を利用要件に定める自治体は、全体でもそれぞれ 3 割弱、2 割強と多くはないが、とりわけ人口規模が小さい自治体では低い割合となった。

図表 22 自治体の人口規模ごとの利用対象障害種別の割合

単位：%	身体障害者	知的障害者	精神障害者	指定難病	発達障害	高次脳機能障害	医療的ケア児・者
5千人未満	44.8	44.8	48.3	6.9	10.3	10.3	6.9
5千人以上 1万人未満	72.2	72.2	72.2	16.7	22.2	5.6	5.6
1万人以上 5万人未満	60.4	63.5	63.5	25.9	17.6	11.5	7.4
5万人以上 10万人未満	69.7	68.2	68.2	37.1	29.2	18.0	14.9
10万人以上 20万人未満	62.2	60.3	70.3	27.0	23.0	12.2	4.1
20万人以上	69.9	66.3	72.0	33.7	28.9	16.9	8.4
計	63.8	63.9	66.5	27.6	22.2	13.1	8.2

単位：自治体数	身体障害者	知的障害者	精神障害者	指定難病	発達障害	高次脳機能障害	医療的ケア児・者
5千人未満	29	29	29	29	29	29	29
5千人以上 1万人未満	36	36	36	36	36	36	36
1万人以上 5万人未満	192	192	192	193	193	191	190
5万人以上 10万人未満	89	88	88	89	89	89	87
10万人以上 20万人未満	74	73	74	74	74	74	74
20万人以上	83	83	82	83	83	83	83
計	503	501	501	504	504	502	499

出典：令和元年度事業

図表 23 自治体の人口規模ごとの利用者の障害支援区分割合（18歳未満）

	未認定	該当なし	区分1	区分2	区分3	計
5千人未満	3.38	1.50	0.00	0.00	0.00	4.50
5千人以上 1万人未満	7.00	0.00	0.00	0.17	0.67	8.00
1万人以上 5万人未満	34.70	1.55	1.06	3.82	25.67	70.45
5万人以上 10万人未満	269.46	0.31	0.08	1.23	4.23	199.62
10万人以上 20万人未満	42.33	0.00	0.00	0.22	1.22	171.67
20万人以上	368.10	20.60	0.20	2.80	16.40	2930.60
全自治体	111.13	3.46	0.48	2.19	13.68	130.94

	未認定	該当なし	区分1	区分2	区分3	計
5千人未満	75.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
5千人以上 1万人未満	87.5	0.0	0.0	2.1	8.3	100.0
1万人以上 5万人未満	49.2	2.2	1.5	5.4	36.4	100.0
5万人以上 10万人未満	135.0	0.2	0.0	0.6	2.1	100.0
10万人以上 20万人未満	24.7	0.0	0.0	0.1	0.7	100.0
20万人以上	12.6	0.7	0.0	0.1	0.6	100.0
全自治体	84.9	2.6	0.4	1.7	10.5	100.0

出典：令和元年度事業

図表 24 自治体の人口規模ごとの利用者の障害支援区分割合（18歳以上）

	未認定	該当なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
5千人未満	2.85	1.12	0.09	1.41	2.06	1.62	1.44	0.94	11.53
5千人以上 1万人未満	11.71	16.76	0.13	1.82	1.71	1.58	0.74	1.29	35.66
1万人以上 5万人未満	76.61	6.55	1.16	8.46	10.48	17.05	6.65	9.95	135.95
5万人以上 10万人未満	59.91	71.26	2.96	22.17	43.30	50.41	33.91	64.46	342.00
10万人以上 20万人未満	472.57	14.05	1.90	39.52	45.67	25.86	18.95	36.29	654.81
20万人以上	564.75	88.15	7.25	68.80	81.55	73.40	60.00	88.80	1032.70
全自治体	119.29	23.74	1.66	15.37	21.04	23.05	14.18	23.80	242.14

	未認定	該当なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
5千人未満	24.7	9.7	0.8	12.2	17.9	14.0	12.5	8.2	100.0
5千人以上 1万人未満	32.8	47.0	0.4	5.1	4.8	4.4	2.1	3.6	100.0
1万人以上 5万人未満	56.3	4.8	0.9	6.2	7.7	12.5	4.9	7.3	100.0
5万人以上 10万人未満	17.5	20.8	0.9	6.5	12.7	14.7	9.9	18.8	100.0
10万人以上 20万人未満	72.2	2.1	0.3	6.0	7.0	3.9	2.9	5.5	100.0
20万人以上	54.7	8.5	0.7	6.7	7.9	7.1	5.8	8.6	100.0
全自治体	49.3	9.8	0.7	6.3	8.7	9.5	5.9	9.8	100.0

出典：令和元年度事業

他の障害福祉サービス等を併設の事業所で実施していない事業所の数を図表 25 に集計した。

他の障害福祉サービス等を併設事業所で実施していない地域活動支援センターはごく少数であった。

図表 25 事業所内で実施している他のサービス

	事業所数	割合
移動支援以外の障害児者サービス・事業を実施していない事業所	81	4.5
移動支援以外の障害児者サービス・事業、児童福祉サービス・事業を併設していない事業所	67	3.8
移動支援以外の障害児者サービス・事業、児童福祉サービス・事業、介護保険サービスを併設していない事業所	49	2.7
移動支援以外の障害児者サービス・事業、児童福祉サービス・事業、介護保険サービス、医療サービスを併設していない事業所	46	2.6
回答事業所総数	1,784	100.0

出典：令和元年度事業

1事業当たりの平均職員数を図表 26 に集計した。

職員数 5.3 人に対し有資格者 2.9 人、もっとも多い資格は精神保健福祉士という結果だった。

図表 26 事業所あたり職員数

単位： 人	職員総数			有資格者数										回答事業 所総数
	常勤職員 総数	非常勤職員 総数		社会福祉士	介護福祉士	保育士	サービス管理責任者	看護師・保健師	精神保健福祉士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士		
平均値	5.3	3.3	2.1	2.9	0.8	0.5	0.2	0.4	0.3	1.4	0.0	0.1	0.0	657

出典：令和元年度事業

事業所のサービス提供曜日・時間帯を図表 26 に集計した。

土曜日の開所は約 3 分の 1、日曜・祝日の開所は 1 割前後だった。また、19 時以降の開所は平日でも少数であり、17 時以降に開所している事業所は 2 割未満という結果だった。

図表 27 サービス提供曜日・時間帯

(回答事業所数：1,466 事業所)

単位： 事業所数	10時以前	10時 ～15時	15時 ～17時	17時 ～19時	19時以降	開所 事業所数
平日	1,059	1,349	1,129	271	36	1455
土曜	317	443	397	130	24	479
日曜	105	142	134	48	14	160
祝日	102	122	107	41	11	134

単位：%	10時以前	10時 ～15時	15時 ～17時	17時 ～19時	19時以降	開所 事業所数
平日	72.2	92.0	77.0	18.5	2.5	99.2
土曜	21.6	30.2	27.1	8.9	1.6	32.7
日曜	7.2	9.7	9.1	3.3	1.0	10.9
祝日	7.0	8.3	7.3	2.8	0.8	9.1

出典：令和元年度事業

【日中一時支援】

図表 28 自治体の人口規模ごとの利用者の障害支援区分別平均人数（18歳未満）

単位：人	未認定	該当なし	区分1	区分2	区分3	計
5千人未満	1.18	0.30	0.05	0.15	0.23	1.90
5千人以上 1万人未満	1.22	0.07	0.33	0.43	1.07	3.13
1万人以上 5万人未満	5.34	0.55	0.86	2.60	5.15	14.49
5万人以上 10万人未満	9.06	1.27	1.37	4.30	8.31	24.31
10万人以上 20万人未満	32.05	2.13	2.03	6.05	32.56	74.82
20万人以上	93.43	9.37	1.30	9.73	31.47	145.30
全自治体	12.96	1.28	0.93	3.13	8.71	27.00

単位：%	未認定	該当なし	区分1	区分2	区分3	計
5千人未満	61.8	15.8	2.6	7.9	11.8	100.0
5千人以上 1万人未満	39.1	2.4	10.7	13.6	34.3	100.0
1万人以上 5万人未満	36.8	3.8	5.9	17.9	35.6	100.0
5万人以上 10万人未満	37.3	5.2	5.6	17.7	34.2	100.0
10万人以上 20万人未満	42.8	2.8	2.7	8.1	43.5	100.0
20万人以上	64.3	6.4	0.9	6.7	21.7	100.0
全自治体	48.0	4.7	3.4	11.6	32.2	100.0

出典：令和元年度事業

図表 29 自治体の人口規模ごとの利用者の障害支援区分割合（18歳以上）

単位：人	未認定	該当なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
5千人未満	1.05	0.08	0.13	0.50	0.74	0.84	1.08	1.29	5.71
5千人以上 1万人未満	1.04	0.09	0.15	0.73	1.00	1.18	0.82	1.40	6.40
1万人以上 5万人未満	3.80	0.97	0.44	2.07	3.10	3.77	3.87	5.23	23.25
5万人以上 10万人未満	5.06	41.12	0.75	11.57	27.60	37.07	26.64	47.79	197.60
10万人以上 20万人未満	63.92	3.15	2.64	18.56	26.10	32.62	30.90	46.85	224.74
20万人以上	87.41	28.44	4.53	39.47	58.00	56.85	51.21	75.24	401.15
全自治体	14.63	8.81	0.91	7.29	12.17	14.37	12.33	19.26	89.76

構成比	未認定	該当なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
5千人未満	18.4	1.4	2.3	8.8	12.9	14.7	18.9	22.6	100.0
5千人以上 1万人未満	16.2	1.4	2.3	11.4	15.6	18.5	12.8	21.9	100.0
1万人以上 5万人未満	16.3	4.2	1.9	8.9	13.3	16.2	16.6	22.5	100.0
5万人以上 10万人未満	2.6	20.8	0.4	5.9	14.0	18.8	13.5	24.2	100.0
10万人以上 20万人未満	28.4	1.4	1.2	8.3	11.6	14.5	13.7	20.8	100.0
20万人以上	21.8	7.1	1.1	9.8	14.5	14.2	12.8	18.8	100.0
計	16.3	9.8	1.0	8.1	13.6	16.0	13.7	21.5	100.0

出典：令和元年度事業

他の障害福祉サービス等を併設の事業所で実施していない事業所の数を図表 25 に集計した。

他の障害福祉サービスを実施していない日中一時支援事業者は約 57%あったが、児童福祉サービスや介護保険サービスも実施していない事業者は 43%と、児童福祉サービスや介護保険サービスとの併設が一部にみられることがわかった。

図表 30 事業所内で実施している他のサービス

	事業所数	割合
移動支援以外の障害児者サービス・事業を実施していない事業所	2204	56.6
移動支援以外の障害児者サービス・事業、児童福祉サービス・事業を併設していない事業所	1793	46.0
移動支援以外の障害児者サービス・事業、児童福祉サービス・事業、介護保険サービスを併設していない事業所	1701	43.6
移動支援以外の障害児者サービス・事業、児童福祉サービス・事業、介護保険サービス、医療サービスを併設していない事業所	1693	43.4
回答事業所数	3897	100.0

(3) 自治体ヒアリング

ヒアリングで把握した内容を事業ごとにまとめた。
 なお、自治体名については匿名化している。

①移動支援事業

ア 利用対象者の要件や利用制限

自治体名	回答
自治体 A	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（視覚障害等障害の種類による）、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者と自立支援医療の対象者。 ・未就学児は対象外
自治体 B	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害児者、精神障害児者、重度視覚聴覚重複（身体、1，2級）、入所している全身性障害（四肢の1，2級）の者 ・重度包括、重度訪問といった障害福祉サービス等の支給決定を受けている人は原則対象外である。 ・ただし、障害福祉手帳等がなくても、医師の意見書等があり、手帳の配布と同等であると判断されれば、利用可能である。
自治体 C	<p>移動の支援が必要と認められる以下の障害者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳があり、歩行、移動、移乗、排便のうち1つ以上見守りが必要な者 <p>なお、別途、調査票を使用して利用可否を判定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者、自立支援医療の受給者、難病の診断書のある者 ・利用制限は1月40時間以内 ・個別給付との併給は不可能ではないが、個別給付が優先。今のところ両方利用しているケースはない。
自治体 D	<p>以下のいずれかであって、単独での外出が難しい者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳を持つ視覚障害者 ・1級または2級の両上下肢または体幹に障害を有する者 ・療育手帳を持つ者 ・精神障害者手帳を持つ者 ・自立支援医療を受給する者 <p>1ヶ月30時間上限。所得制限等はなし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学時の送迎では使用不可。
自治体 E	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所のある障害者等。 ・障害者等とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療の受給証、難病患者、医師による発達障害の診断のある者 ・利用回数の制限はなし。 ・要綱上明記はしていないが、法制度優先の原則のもと、障害福祉サービスが利用可能であればそちらを優先。
自治体 F	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持する者、難病の診断のある者。 ・月あたり最長30時間まで。日中が7日

イ 主な利用者の障害種別や状態像、利用することが多い生活上のシーン等

自治体名	回答
自治体 A	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者や知的障害者が多い印象である。 ・余暇支援が中心であり、買い物や運動するために公園に移動する際などに利用されている
自治体 B	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる目的は余暇活動（買い物、遊びなど）。就労、就学は対象外。
自治体 C	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物への同行、余暇活動、スポーツ観戦 ・身体障害、知的障害の利用者が中心。
自治体 D	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害や精神障害は行動援護サービスがあるので、行動障害や精神症状が比較的軽度な方が中心。 ・身体障害は常時車いすを使用する重度の肢体不自由者で、自発的な外出意向がある方。 ・余暇の支援で使うことが多い。公的機関での手続きや通院に使うよりは、買い物、散歩等。 <p>なお、移動支援は通院での利用は不可なので、同行援護や行動援護、居宅介護を活用いただいている。</p>
自治体 E	<ul style="list-style-type: none"> ・目的としては通院、買い物。 ・余暇活動もできなくはないが、事例としてはあまりない。日常生活回り。 ・障害種別的にはまんべんなく使用されているが、精神障害、知的障害がやや多い。肢体不自由の方は自身で判断ができるため自分で移動手段を用意できる人が多く、移動支援の利用者はコミュニケーションの支援が必要な方が目立つ印象。
自治体 F	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な数は把握はしていないが、知的障害、精神障害の者が中心。 ・1人での外出が多い。視覚障害は同行援護が多い。障害福祉サービスとの併用は可能。使い分けの方針は市では決めてないが、定期的な通院、通学、サービス送迎には使用禁止。

ウ 事業所数

自治体名	回答
自治体 A	79 力所（実際動いているのは、おおよそ 74 力所ぐらい）
自治体 B	1513 力所 ※コロナの影響で支援自粛しているところもある。 近年の事業所数推移は微増である。なお、移動支援のみを行っている事業所はほとんどなく、ほぼ他のサービスとの併設が多い。
自治体 C	4 力所
自治体 D	18 力所
自治体 E	3 力所
自治体 F	13 力所

エ 利用者（利用希望者）について、必要とするサービス/事業者を紹介（提供）できないケース

自治体名	回答
自治体 A	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課からは、利用者が事業所に直接希望するので、全体像が見えない ・予約がいっぱいで使いたい時間帯（夕方など）に使えないことが多いようだ。 ・南北に長い市なので、住んでいる場所により事業所が遠いため利用できないという場合もある。
自治体 B	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事業所数がある程度あるので、利用を断られたという声はあまりない。おそらく、基幹や計画相談が事前に話を聴いて、移動支援はどこの事業者を使うとよさそうか等の調整を行っているとの声が聞こえてくる。 ・移動支援なので切迫しているということはない
自治体 C	特になし
自治体 D	<ul style="list-style-type: none"> ・遠方に行きたい方は、事業者が対応できず断られることもある。
自治体 E	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアの対応は現状なし（受け皿がない）。 ・利用目的として、通園、通学の同行の要望があるが、早朝の時間帯に入れる事業所がない。要綱上不可。夜勤も同様。 ・余暇活動で遠方（県外）に行きたい場合に対応できないことが多い。 ・障害ある方の出勤への付き添いは制約あり。
自治体 F	特になし。

オ 事業者で十分に対応できている、あるいは対応が不足していると感じる利用者層（障害種別や特定のケアの要否等）

自治体名	回答
自治体 A	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の多くは移動支援で自動車による支援を受けたいが、全ての事業者が運輸局の許可を受けているわけではないので、すべて対応できているわけではない。 ・そのため、自動車による支援ができる事業者が足りていない状況である。新規利用に対応できていないと考えられる。
自治体 B	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナで本人外出したいが、外出を自粛しているということが多い。 ・特にどの属性ということはなく、利用希望者全般に上記のようなことがいえる。 ・なお、通学の支援がほしいという声は多い。
自治体 C	特になし
自治体 D	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアで移動支援の必要な方は今のところはいないが、いるとすれば限られる。 ・身体障害の要件上、内部障害の方、肢体不自由の方が対応できていない。
自治体 E	<ul style="list-style-type: none"> ・医療ケア児の対応、昨年度法律もできたので市として検討していきたい。
自治体 F	特になし

②訪問入浴サービス

ア 利用対象者の要件や利用制限

自治体名	回答
自治体 A	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の障害者であること（多くの場合、身体障害者手帳 1 級、2 級が多い） ・介護保険サービスを利用していないこと ・障害福祉課が原則在宅まで確認しに訪問している（ただし、コロナ蔓延時は、相談支援事業所等に確認をしている）。 ・週 3 回を上限としている。
自治体 B	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は 18 歳～60 歳未満であって、在宅の者。身体障害手帳 1, 2 級であること。 ・家の環境や家族の状況などを踏まえて判断している。 ・障害福祉サービス、介護サービスの利用を優先している。 ・月 8 回までにしている。
自治体 C	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の身体障害者（身体障害手帳 1 級～2 級）、難病患者であって、特に市が必要と認める者。 ・申請後に医師意見書で利用可否を判断する。医師のストップがあれば不可。 ・月 9 回。
自治体 D	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害手帳の重度身体障害者であって、日常生活のほとんどで介護が必要であり、居宅では入浴が困難、通所での入浴が難しく、介護保険の利用がなく、医師から許可の在る方。身体障害手帳の等級で決めるものではない。 ・1 週間に 1 度まで。
自治体 E	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する在宅身体重度障害者。 ・障害により入浴が困難なもので身体障害者手帳 1 級もしくは 2 級、入浴が困難な難病患者の方 ・回数制限なし、所得制限なし
自治体 F	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行ができない方や、車の移送にたえられない重度の身体障害の方。 ・利用制限は明確な定めはなく、身体、世帯状況で決定。多い方で週 2 回。

イ 主な利用者の障害種別や状態像、利用することが多い生活上のシーン等

自治体名	回答
自治体 A	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には本人が使いたい時に申請し、事業所が対応できれば利用できる。
自治体 B	<ul style="list-style-type: none"> ・1 人暮らしが多い。 ・移動入浴車で訪問する。居宅介護を利用しているが、入浴に関する支援が難しい場合。
自治体 C	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は現状 3 人。自宅外での（生活介護使えない、体重多い等）入浴困難な方。 ・障害福祉サービスとの併用は特に制限はしてない
自治体 D	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的な傾向としては、特にない。 ・医療的ケアが必要な方もいる。 ・喀痰吸引などは訪問の看護師では対応不可。
自治体 E	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者が多い。家族が介助難しい方。 ・週 3 が多い。
自治体 F	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は 4 名。

ウ 事業所数

自治体名	回答
自治体 A	5カ所 → フル稼働。 これらの事業者は介護保険の訪問入浴サービスも提供している。
自治体 B	31カ所 → 介護訪問を行っているところが大半である。
自治体 C	1カ所
自治体 D	契約) 3カ所
自治体 E	4カ所
自治体 F	市内には0カ所、契約先はすべて市外の事業所。

エ 利用者（利用希望者）について、必要とするサービス/事業者を紹介（提供）できないケース

自治体名	回答
自治体 A	・特に利用できないというケースは市役所まで要望としては届いていない
自治体 B	・利用したい時間帯に利用できないとの声がある。使い慣れたところを使おうとする場合、利用が重なって使えないということがあるようである。 ・利用者の状態像により使えないと断れないことはない
自治体 C	特になし
自治体 D	件数少ない。ニーズというほどでもない。
自治体 E	・コロナの関係で思うように提供できない、利用者が濃厚接触になった等、一過性のものくらい。 ・看護師の体調管理が必要だが、看護師の確保難しい。常勤で雇う事業所少ないので、スポット的に動ける人材はワクチン対応に流れている。
自治体 F	特になし。

オ 事業者で十分に対応できている、あるいは対応が不足していると感じる利用者層（障害種別や特定のケアの要否等）

自治体名	回答
自治体 A	・本サービスの事業所の看護師は喀痰吸引が対応できないので、重度訪問介護を付けてほしいという要望があった。現段階ではどうしようもないが、何件かそういった要望があった。
自治体 B	特になし。
自治体 C	特になし。
自治体 D	特になし。新規でも受け入れできている。
自治体 E	特になし。
自治体 F	特になし。

③日中一時支援

ア 利用対象者の要件や利用制限

自治体名	回答
自治体 A	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、精神保健福祉館陽、療育手帳の所持者。 ・障害福祉サービス、児童通所サービスを受けていれば、聞き取りをすれば対象になる ・日数制限は、個別支援計画に位置付けられた日数まで。
自治体 B	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、精神保健福祉館陽、療育手帳の所持者。 ・既に障害福祉サービスの対象となる人はそちらを優先している。 ・レスパイトのために使われることが多い。 ・原則、放課後デイと日中一時は併用では使えない。ただし、放課後デイの閉所後、同じスペースで日中一時を使うことはできる。
自治体 C	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者は支援区分 1～6、障害児は障害児支援区分 1～3 であって、独自のチェックシートで利用可否を決めている。 ・利用の制限なし
自治体 D	<ul style="list-style-type: none"> ・市内居住者で、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳の所持者、自立支援医療の受給者、病院の診断書がある児童。 ・所得制限、利用時間制限なし。 ・施設入所者や入院・加療の必要な方、感染症に罹患している者は利用不可。
自治体 E	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所のある障害者等。 ・障害者等とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療の受給証、難病患者、医師による発達障害の診断のある者。 ・回数制限なし、所得要件なし
自治体 F	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持する者、難病の診断のある者。 ・月あたり 7 日まで。

イ 主な利用者の障害種別や状態像、利用することが多い生活上のシーン等

自治体名	回答
自治体 A	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援 B 型や就労移行支援、放課後等デイの終わった後に、保護者が就労先から帰宅するまでの時間に利用している利用者が多いとの印象である。送迎している事業所もある。送迎している事業所に対しては、障害福祉サービスによる送迎か、日中一時による送迎かを明確に区分するように伝えている。 ・休日にどこにも行くところがないので利用というところも多い。 ・障害福祉サービスをに行く前に、気持ちを整えるために利用しているという人もいる。 ・今は発達障害、精神障害での利用が増えている。児童については療育手帳は必ずしも必要ないが、自閉症、ADHD との診断を受けて通級に通っているような児童などが多い。 ・大人の場合は、精神障害の人が多く印象である。
自治体 B	<ul style="list-style-type: none"> ・レスパイトでの利用が多い。 ・知的障害や精神障害、医療的ケアが必要な方もいる。大きい法人でやっているところは看護師を配置している。
自治体 C	<ul style="list-style-type: none"> ・家族が冠婚葬祭で見る人いない場面等、急な利用、スポット利用が多い。 ・定期的な利用については、放課後デイや生活介護、地域生活支援事業もあるので、そちらが使われている。

自治体 D	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の場合は児童発達支援や放課後等デイの始まる前の 10 時以前や、終わった後の 17 時以降の利用が多い。 ・それらの障害福祉サービスの指定をもった事業者が日中一時支援をもらって実施しているケースもある ・障害者の場合は知的障害で生活介護や就労継続支援 B 型を利用した後に使うケース多い。
自治体 E	<ul style="list-style-type: none"> ・圧倒的に 18 歳未満の利用が多い。放課後デイとの併用。小学生中高学年がピーク、両親の共働きでレスパイト的な部分もある。 ・放課後デイに行けない日や、同じ事業所で放課後デイ等と日中一時支援の時間を切り替える等。
自治体 F	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児が多い。市内に放課後デイが増えたので、日中一時支援の利用者は少ない。

ウ 事業所数

自治体名	回答
自治体 A	70 カ所 → 委託契約している 請求が上がっている 50 か所 市外、県外利用もある（草津、京都もあったりする）
自治体 B	41 カ所 実稼働 他 3 か所休業
自治体 C	3 カ所
自治体 D	39 カ所
自治体 E	25 カ所
自治体 F	4 カ所

エ 利用者（利用希望者）について、必要とするサービス/事業者を紹介（提供）できないケース

自治体名	回答
自治体 A	<ul style="list-style-type: none"> ・医ケア児者に対応できる事業所が少ない。そのため利用できないという人もいる。 ・事業所の方も、対応できる人数がぎりぎりのところも多い。また、市では利用者 4 人に対し職員 1 人の配置を依頼しており、それを超えてまで受け入れることはできないため、事業所が対応できる人数は決まっている。
自治体 B	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。支援の提供体制としては柔軟にしている。 ・レスパイトの時すぐ利用できないということはある。 ・医療的ケアについては対応できる職員がいないことが指摘されている。
自治体 C	特になし
自治体 D	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアに対応できる事業者は少ない、ニーズは少なからずある。 ・朝早い時間帯での利用希望や、送迎の有無だったりてニーズにマッチしなケースはある。
自治体 E	・特になし。
自治体 F	・特になし。

オ 事業者で十分に対応できている、あるいは対応が不足していると感じる利用者層（障害種別や特定のケアの要否等）

自治体名	回答
自治体 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所によっては専門性が足りないところもあると考えている。 ・ 特に、障害福祉サービス等を行っておらず、日中一時のみ単体で行っているところは、従業員の質を担保できているか不安が残る。 ・ 現在は比較的参入障壁が低いので、質のバラツキが大きいと考えている。 ・ 医療的ケア児者の対応には看護師などの専門職が必要になると考えられるが、看護師などの人員が不足している。今の委託料では看護師の雇用は難しいとも考えられ、人材の確保は難しいと考えられる。
自治体 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児に対応できる事業所が少ない ・ もともと医療型の通所を行っているところが受けているようである。全体の3分の1程度が対応できるようだ。
自治体 C	特になし。
自治体 D	<p>エに同じ。</p> <p>全体の量としては充足していると感じている。</p>
自治体 E	特になし。
自治体 F	特になし。

④地域活動支援センターの共同設置・運営について

ア 利用対象者の要件や利用制限

自治体名	回答
自治体①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4カ所あり、利用要件は共同設置自治体共通。 ・ 身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳の所持者、自立支援医療の受給者、医師の診断のある者が対象。障害種別の定めはないが、精神障害の作業所から来ているので、精神障害は多い。 ・ 自立支援法以前から存在していた前身となる作業所があり、そこに通所していた利用者へ給付を行う自治体を軸に共同化したもの。構成市町村で設置しているというより、応分で負担している形態。相談支援と場の提供、機能強化事業の実施。 ・ 各市区町村の窓口で案内、受付している。個別ケース対応で相談支援経由でつなぐ場合もある。

イ サービスの実施体制

自治体名	回答
自治体①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置基準としては、基礎的事業は職員2名以上でうち常勤1名以上、機能強化事業は1名以上でうち常勤1名以上。 ・ 令和3年度初めて、各施設で施設長1に支援員及び専門職が4名～9名。 ・ どの職員がどの市の財源から配置している等の区分はない。

ウ 運営費用の案分方法

自治体名	回答
自治体①	1型の3か所は毎年度、市町村の人口数に応じて案分。Ⅱ型の1か所は1人あたり費用を算出して、利用者数をかける形で按分。

エ 各自治体で異なる取り扱いや運用の有無

自治体名	回答
自治体①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用や運営について異なっているとは聞いていない。補助金の申請や実績報告、計画策定の数字の整理が異なるという話はある。 ・ 利用者数的に、一自治体で運営をまかなうのは厳しい。複数市町村で広域で運営することで居場所の確保ができてきているのはありがたい。

3. 考察

(1) 今後の地域生活支援事業の実績を把握する取り組みについて

統計調査（国勢調査、社会福祉施設等調査）と実績報告データの連携による分析では、実施形態やサービス類型等について、人口規模に応じた一定の傾向が見られた。

このことから、国に提出される実績報告においてこうした自治体ごとの実施状況（実施形態、サービス類型、委託や補助の別）を把握することは、分析上も一定の意義があると考えられる。

一方で、利用者数や職員数といった数値については、同様に人口規模や障害福祉サービス事業所数との連関も示唆されるものの、ばらつきや外れ値と思しき数値も散見された。

こうした数字は、全体の傾向分析や動向把握の上では極めて重要なものであり、サンプル調査となる研究事業等での調査ではなく、国として一律に収集する意義は高いが、利用するに際しては、その定義や算出方法について、自治体によって異なることがないように留意の上、あらかじめ整理して報告を求める必要がある。

また、今回貸与を受けた報告ファイルについては、示唆に富んだ多くの情報が含まれていたものの、集計や集約に適した形態で保存されていない（テキスト形式での保存やフォーマットの改変が容易に可能である等）ため、活用が困難な状態のものも多数存在した。

自治体の回答の解釈のばらつきを低減し、信頼度の高い数字を確保する観点からも、報告のフォーマットは入力値の制限や算式の明確化といった工夫が必要と考えられる。

(2) 地域生活支援事業の利用実態について

ヒアリングの結果、移動支援事業及び日中一時支援では、いわゆる障害種別や障害の程度といった状態像による利用者の傾向、偏り等は明確には見られなかった。

移動支援事業については、いずれの自治体でも各種手帳の所持や自立支援医療の受給、医師の診断等の要件は設けられていたものの、実態としては障害種別にかかわらず利用されていた。

また、日中一時支援でも同様に、いずれの自治体も障害者手帳の所持等を要件としていた。発達障害や精神障害での利用者が比較的多い傾向はあるものの、こちらも明確に障害種別や程度といった部分での傾向は確認できなかった。

多くのアンケート調査等で調査項目として使われる障害種別や障害支援区分、障

害者手帳といった利用者の属性情報のみでは、これらの事業の利用実態を的確に把握しきれない可能性が示唆されたといえる。

他方、訪問入浴サービスについては、いずれの自治体でも重度の身体障害者等を利用対象者と定めており、そもそもの入り口の部分で利用者の共通項ができていた。

移動支援事業及び日中一時支援については、上記の通り利用者の属性的な部分での傾向は確認できなかったものの、仮説にて想定したとおり、生活シーンに応じた利用傾向が確認された。

移動支援事業では、余暇活動での利用が多いとの回答が複数の自治体からあった。

他方、日常生活上必要な買い物や通院での利用を対象としている自治体や、通院での利用は不可とする自治体もあり、運用上の制限に差異も見られた。

また、買い物を日常生活上必要な活動とするか、余暇活動とするかでも自治体の解釈の差がある可能性がある。

なお、障害福祉サービスとの併用については、明確に不可としている自治体は今回の調査対象にはなかったものの、障害福祉サービスの利用が可能な場合はそちらを優先する自治体も複数あった。

障害福祉サービスとの併用が可能な自治体では、通院については移動支援事業の利用を不可とし障害福祉サービスを活用いただく等、場面に応じて使い分けを行っている様子が見られた。

日中一時支援については、レスパイトや冠婚葬祭等のスポット的な利用ケースも聞かれたものの、18歳未満や発達障害・精神障害の利用者を中心に、就労系サービスや放課後等デイサービスの前後に利用するケースが多いとの回答が複数の自治体から聞かれた。

利用者の両親が就労している間の居場所として利用されていることが多いとの意見もあったほか、同一の事業者で障害福祉サービスの指定と日中一時支援の委託の両方を受けて、時間帯によって切り替えるような運営も聞かれ、日中活動系の障害福祉サービスの開所時間の補足としての活用が多いと考えられる。

両親の就労状況という個人の属性のほか、障害福祉サービスの事業所の開所時間といった地域性によっても、利用実態が変わる可能性が示唆された。

地域活動支援センターについては、今回聞き取りを行った自治体は、障害者自立支援法以前の作業所時代からの経緯で、複数の自治体で共同運営する形態となったケースであった。

自治体担当者からは、個々の自治体では利用者数が多くはなく、地域活動支援セン

ターを単独で設置することは難しいが、複数自治体で広域で運営することで障害者の日中の居場所の確保ができていることは良い点であるとの意見があった。

利用要件も共同で補助している自治体それぞれで異なる点はないとのことであり、利用者の通所の便に大きな問題がなければ、こうした共同での設置運営は利用者の利便性の上でも必ずしも大きな問題を生じるものではないといえる。

実績報告のデータ上も、複数の自治体が同一のセンターに補助を行っているケースが多数確認されており、引き続き、こうした広域での運営について、より効果的・効率的な実施方法の研究と検討を進めていくことが重要であると考えます。

資料1 主要集計項目一覧

※表中、市町村全体に占める割合を示す場合は、特にことわりのない限り母数は1747自治体である。

1. 移動支援事業

①実施市町村数

項目	データ	出典	時点	備考
実施体制あり	1,697 市町村 97.1 %	実態調査	令和2年度末	「実施体制あり」とは利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があれば直ちに対応できることを指し、「実績あり」とは実際に事業を行い、実績報告にて金額を計上していることを指す。
実績あり	1,546 市町村 88.5 %	実績報告	令和2年度	

②-1 各自治体が定める利用対象者

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
身体障害者	89.5 %	令和2年度事業	R2 報告書 P29	※データ中の割合はいずれも「〇〇であること」を要件として定めている」と回答した割合。 要綱上、手帳を持っている等の条件があるなど自治体によって判断材料までは確認できない。
知的障害者	87.0 %	令和2年度事業	R2 報告書 P31	
精神障害者	86.8 %	令和2年度事業	R2 報告書 P32	
指定難病	39.5 %	令和2年度事業	R2 報告書 P33	
発達障害	22.7 %	令和2年度事業	R2 報告書 P33	
高次脳機能障害	10.9 %	令和2年度事業	R2 報告書 P33	
医療的ケア児・者	7.1 %	令和2年度事業	R2 報告書 P33	

②-2 各自治体が定める利用（併用）対象外のサービス

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
同行援護	35.7 %	令和2年度事業	R2 報告書 P34	
行動援護	41.0 %	令和2年度事業		
重度訪問介護	36.3 %	令和2年度事業		
重度障害者包括支援	25.7 %	令和2年度事業		
上記以外	9.3 %	令和2年度事業		

③各自治体が定める対象となる外出内容

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
社会生活上必要不可欠な外出	83.6 %	平成30年度事業	H30 報告書 P166	
余暇活動等社会参加のための外出	81.8 %			

④サービス類型

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
個別支援型	93.6 %	平成 30 年度事業	H30 報告書 P93, 116, 140	
グループ支援型	37.8 %			
車両移送型	18.4 %			

⑤実利用者数（障害種別あり）

項目	データ	出典	時点	備考
身体障害者	41,006 人	実績報告	令和 2 年度末	
知的障害者	111,958 人	実績報告		
精神障害者	39,053 人	実績報告		
難病患者	342 人	実績報告		
障害児	23,261 人	実績報告		
合計	215,620 人	実績報告		

⑥-1 障害支援区分ごとの利用者数の割合（18 歳未満）

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
区分 1	1.5 %	令和元年度事業	なし(追加集計)	※合計値のみしか記載していない自治体は欠損値として集計。 ※上記、有効回答自治体(454 自治体)が回答した利用者数の総計(4,669 人)に対する区分ごとの割合
区分 2	5.9 %	令和元年度事業		
区分 3	28.9 %	令和元年度事業		
未認定	52.8 %	令和元年度事業		
該当なし	10.8 %	令和元年度事業		

⑥-2 障害支援区分ごとの利用者数の割合（18 歳以上）

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
区分 1	1.1 %	令和元年度事業	なし(追加集計)	※合計値のみしか記載していない自治体は欠損値として集計。 ※上記、有効回答自治体(426 自治体)が回答した利用者数の総計(35,921 人)に対する区分ごとの割合
区分 2	10.2 %	令和元年度事業		
区分 3	14.9 %	令和元年度事業		
区分 4	16.2 %	令和元年度事業		
区分 5	12.6 %	令和元年度事業		
区分 6	16.4 %	令和元年度事業		
未認定	20.9 %	令和元年度事業		
該当なし	7.7 %	令和元年度事業		

⑦実利用者数（月ごと）

項目	データ	出典	時点	備考
個別支援型	98,029 人	実態調査	令和3年3月分	※月ごとの実利用者数を出しているため、年間合計すると重複者が出る（Aさんが毎月利用していると、毎月1人計上されることになる）。
グループ支援型	2,025 人	実態調査		
車両移送型	25,118 人	実態調査		
その他	3,213 人	実態調査		
合計	128,385 人	実態調査		

⑧年間延利用時間

項目	データ	出典	時点	備考
身体障害者	2,853,959 時間	実績報告	令和2年度	
知的障害者	7,000,393 時間	実績報告		
精神障害者	1,831,503 時間	実績報告		
難病患者	14,389 時間	実績報告		
障害児	1,198,353 時間	実績報告		
合計	13,631,569 時間	実績報告		

⑨全国の事業所数

項目	データ	出典	時点	備考
事業所数	35,225 箇所	実績報告	令和2年度末	同一事業者が複数自治体でサービスを提供している場合があるため、実事業所数ではない。

⑩事業所の運営主体

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
株式会社	35.1 %	令和元年度事業	R1 報告書(本編) P16	
社会福祉法人	20.9 %			
NPO法人	12.4 %			
上記+医療法人以外の民間事業者	21.3 %			

⑪事業所の実施形態

項目	データ	出典	時点	備考
個別支援型	33,437 箇所	実績報告	令和2年度末	※複数回答ありのため、トータルは総事業所数には ならない。 また、同一事業者が複数自治体でサービスを提供し ている場合があるため、実事業所数ではない。
グループ支援型	5,889 箇所			
車両移送型	1,200 箇所			
その他	638 箇所			

⑫事業所内で実施している他のサービス

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
自立支援給付における居宅介護	88.7 %	平成30年度事業	H30 報告書 P92	
自立支援給付における同行援護	40.5 %			
上記以外の自立支援給付	59.7 %			
上記以外の障害児・者サービス	13.3 %			
介護保険サービス	36.5 %			
併設サービスなし（移動支援事業のみ）	%			

⑬事業所あたり職員数

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
	16.4 人	令和元年度事業	R1 報告書(本編) P21	

2. 地域活動支援センター

①実施市町村数

項目	データ	出典	時点	備考
基礎的事業①（実施体制あり）	1,466 市町村 83.9 %	実態調査	令和2年度末	※「実施体制あり」とは実施要綱を整備しているだけでなく、利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があれば直ちに対応できることを指す。
機能強化事業	1,035 市町村 59.2 %	実績報告	令和2年度	※実績報告で機能強化事業の事業実績額を計上している自治体数。

②各自治体が定める利用対象者

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
身体障害者	63.8 %	令和2年度事業	R2 報告書 P50	※データ中の割合はいずれも「〇〇であることを要件として定めている」と回答した割合。要綱上、手帳を持っている等の条件があるなど自治体によって判断材料までは確認できない。
知的障害者	63.9 %	令和2年度事業	R2 報告書 P51	
精神障害者	66.5 %	令和2年度事業	R2 報告書 P52	
指定難病	27.6 %	令和2年度事業	R2 報告書 P53	
発達障害	22.2 %	令和2年度事業	R2 報告書 P53	
高次脳機能障害	13.1 %	令和2年度事業	R2 報告書 P53	
医療的ケア児・者	8.2 %	令和2年度事業	R2 報告書 P53	

③実利用者数（障害種別なし）

項目	データ	出典	時点	備考
実利用者数	178,826 人	実態調査	令和2年度末	

④-1 障害支援区分ごとの利用者の割合（18歳未満）

項目	データ	出典	時点	備考
区分1	0.4 %	令和元年度事業	なし（追加集計）	※合計値のみしか記載していない自治体は欠損値として集計 ※回答自治体が76自治体である点は留意が必要。 ※上記、有効回答自治体が回答した利用者数の総計（10,344人）に対する区分ごとの割合
区分2	1.7 %	令和元年度事業		
区分3	10.5 %	令和元年度事業		
未認定	84.9 %	令和元年度事業		
該当なし	2.6 %	令和元年度事業		

④-2 障害支援区分ごとの利用者数の割合（18歳以上）

項目	データ	出典	時点	備考
区分1	0.7 %	令和元年度事業	なし(追加集計)	※合計値のみしか記載していない自治体は欠損値として集計 ※回答自治体が289自治体であり、集計結果の取扱いには留意が必要(別紙集計結果参照)。 ※上記、有効回答自治体が回答した利用者数の総計(69,979人)に対する区分ごとの割合
区分2	6.3 %	令和元年度事業		
区分3	8.7 %	令和元年度事業		
区分4	9.5 %	令和元年度事業		
区分5	5.9 %	令和元年度事業		
区分6	9.8 %	令和元年度事業		
未認定	49.3 %	令和元年度事業		
該当なし	9.8 %	令和元年度事業		

⑤-1 実施事業所数

項目	データ	出典	時点	備考
機能強化事業を実施	2,180 事業所	実績報告	令和2年度	

⑤-2 機能強化事業の類型別センター数

項目	データ	出典	時点	備考
I型	1,005 事業所	実績報告	令和2年度	
II型	504 事業所			
III型	1,016 事業所			
IV型	272 事業所			
未回答	5 事業所			
合計	2,180 事業所			

⑥-1 センターの運営主体

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
NPO法人	42.8 %	令和元年度事業	R1 報告書(本編) P66	
社会福祉法人	35.0 %			
医療法人	6.7 %			
自治体	4.4 %			

⑥-2 機能強化事業を実施しているセンターの運営主体

項目	データ	出典	時点	備考
社会福祉法人	825 事業所	実績報告	令和2年度	
NPO法人	994 事業所			
上記以外の公益法人	143 事業所			
その他	213 事業所			
未回答	5 事業所			

⑦サービス内容

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
創作的活動	74.2 %	令和元年度事業	R1 報告書(本編) P67	
社会参加活動(イベント、地域交流など)	72.1 %	令和元年度事業		
レクリエーション(スポーツを含む)	65.6 %	令和元年度事業		
生産活動(ものづくりに関する活動)	61.0 %	令和元年度事業		
相談	50.0 %	令和元年度事業		

⑧併設施設でのサービス内容

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
計画相談支援	24.1 %	令和元年度事業	R1 報告書 (別冊) P100	地域活動支援センターの立地建物内で併せて実施されているサービス・事業。
居宅介護	4.7 %	令和元年度事業		
介護保険サービス	4.2 %	令和元年度事業		
共同生活援助	4.0 %	令和元年度事業		
併設サービスなし(地活センター事業のみ)		令和元年度事業		

⑨事業所あたり職員数

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
	5.3 人	令和元年度事業	R1 報告書(本編) P69	

⑩サービス提供曜日・時間帯

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
		令和元年度事業	R1 報告書(本編) P76~77	報告書図表 27 を参照。

⑪平均工賃

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
	13,777 円	令和2年度事業	R2 報告書 P55	回答自治体が 33 自治体のため留意が必要。

⑫一日あたり利用者数

項目	データ	出典	時点	備考
	22.2 人	令和元年度事業	なし(追加集計)	設問 5-12 平均利用者数(年間) 合計÷設問 5-10 提供 日数合計により算出。 いずれかの設問に無回答の場合は集計対象外とした。

3. 日中一時支援

①実施市町村数

項目	データ	出典	時点	備考
実績あり	1,491 市町村 85.3 %	実績報告	令和2年度	

②各自治体が定める利用対象者

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
障害児	86.7 %	平成30年度事業	H30 報告書 P201	
身体障害	85.8 %	平成30年度事業	H30 報告書 P204	
知的障害	87.7 %	平成30年度事業	H30 報告書 P210	
精神障害	83.3 %	平成30年度事業	H30 報告書 P214	
難病等	63.6 %	平成30年度事業	H30 報告書 P219	

③実利用者数（障害種別なし）

項目	データ	出典	時点	備考
実利用者数	109,984 人	実態調査	令和2年度	

④-1 障害支援区分ごとの利用者数の割合（18歳未満）

項目	データ	出典	時点	備考
区分1	48.0 %	令和元年度事業	なし(追加集計)	※合計値のみしか記載していない自治体は欠損値として集計。 ※上記、有効回答自治体（465自治体）が回答した利用者数の総計（12,557人）に対する区分ごとの割合
区分2	4.7 %	令和元年度事業		
区分3	3.4 %	令和元年度事業		
未認定	11.6 %	令和元年度事業		
該当なし	32.2 %	令和元年度事業		

④-2 障害支援区分ごとの利用者数の割合（18歳以上）

項目	データ	出典	時点	備考
区分1	1.0 %	令和元年度事業	なし(追加集計)	※合計値のみしか記載していない自治体は欠損値として集計。 ※上記、有効回答自治体（463自治体）が回答した利用者数の総計（41,560人）に対する区分ごとの割合
区分2	8.1 %	令和元年度事業		
区分3	13.6 %	令和元年度事業		
区分4	16.0 %	令和元年度事業		
区分5	13.7 %	令和元年度事業		
区分6	21.5 %	令和元年度事業		
未認定	16.3 %	令和元年度事業		
該当なし	9.8 %	令和元年度事業		

⑤事業所数

項目	データ	出典	時点	備考
	11,368 事業所	実態調査	令和2年度	

⑥事業所の運営主体

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
社会福祉法人	52.6 %	令和元年度事業	R1 報告書(本編)P50	
NPO法人	16.1 %	令和元年度事業		
株式会社	10.2 %	令和元年度事業		
自治体	1.6 %	令和元年度事業		
医療法人	0.8 %	令和元年度事業		

⑦サービス内容

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
食事提供	31.4 %	令和元年度事業	R1 報告書(別冊)P94	
創作的活動	30.7 %	令和元年度事業		
TV鑑賞やゲームなどの娯楽の提供	28.6 %	令和元年度事業		
利用者送迎	26.7 %	令和元年度事業		
自立訓練・社会適応訓練	21.6 %	令和元年度事業		

⑧併設施設でのサービス内容

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
ショートステイ	18.0 %	令和元年度事業	R1 報告書(別冊)P94	
放課後等デイサービス	15.7 %	令和元年度事業		
計画相談支援	12.0 %	令和元年度事業		
併設サービスなし(日中一時支援のみ)	%	令和元年度事業		

⑨事業所あたり職員数

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
	5.3 人	令和元年度事業	R1 報告書(本編) P51	

4. 訪問入浴サービス

①実施市町村数

項目	データ	出典	時点	備考
実績あり	953 市町村 54.6 %	実績報告	令和2年度	

②-1 各自治体が定める利用対象者

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
身体障害者	93.7 %	令和2年度事業	R2 報告書 P86	要網上、手帳を持っていることなどの条件があるなど自治体によって判断材料までは確認できない。
知的障害者	17.9 %	令和2年度事業	R2 報告書 P88	
精神障害者	10.2 %	令和2年度事業	R2 報告書 P89	
指定難病	17.8 %	令和2年度事業	R2 報告書 P90	
発達障害	4.0 %	令和2年度事業	R2 報告書 P90	
高次脳機能障害	2.1 %	令和2年度事業	R2 報告書 P90	
医療的ケア児・者	35.9 %	令和2年度事業	R2 報告書 P90	

②-2 各自治体が定める利用（併用）対象外のサービス等

項目	データ	出典	掲載ページ	備考
介護保険法における要介護認定を受けた方	60.1 %	令和2年度事業	R2 報告書 P90	
介護保険法における要支援認定を受けた方	53.6 %	令和2年度事業		
グループホームに入居している方	37.1 %	令和2年度事業		

③実利用者数（障害種別なし）

項目	データ	出典	時点	備考
実利用者数	18,344 人	実態調査	令和2年度	

④事業所数

項目	データ	出典	時点	備考
	1,644 事業所	実態調査	令和2年度	

令和3年度障害者総合福祉推進事業

地域生活支援事業の効果的な取組を推進するための調査研究

発行日：令和4年3月

編集・発行：PwC コンサルティング合同会社